

平成16年厚岸町議会第1回定例会		
平成16年度各会計予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成16年3月10日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年3月25日 午前10時01分
	閉 会	平成16年3月25日 午後 3時13分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
2	安 達 由 圃	○	12	谷 口 弘	○
3	南 谷 健	○	13	菊 池 賛	○
4	小 澤 準	○	14	田 宮 勤 司	○
5	中 川 孝 之	○	15	佐 齋 周 二	○
6	佐 藤 淳 一	○	16	竹 田 敏 夫	○
7	中 屋 敦	○	17	鹿 野 昇	○
8	音 喜 多 政 東	○			
9	松 岡 安 次	○			○
10	池 田 實	○			○
以上の結果 出席委員 17名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	デイサービス	玉 田 勝 幸
助 役	大 沼 隆	センター施設長	
収 入 役	黒 田 庄 司	監 査 委 員	今 村 實
総 務 課 長	田 辺 正 保	監査事務局長	阿 野 幸 男
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	教 育 長	富 澤 泰
まちづくり	福 田 美 樹 夫	教委管理課長	柿 崎 修 一
推 進 課 長		教 委 生 涯	松 浦 正 之
税 務 課 長	大 野 榮 司	学 習 課 長	
町 民 課 長	久 保 一 將	教 委 体 育	大 野 繁 嗣
保健福祉課長	大 平 裕 一	振 興 課 長	
環境政策課長	松 澤 武 夫	教委指導室長	大 場 和 典
農 政 課 長	西 野 清	農委事務局長	藤 田 稔
水 産 課 長	大 崎 広 也	保 健 福 祉	松 見 弘 文
商工観光課長	高 根 行 晴	課 長 補 佐	
建 設 課 長	北 村 誠	特別養護老人	三 浦 美 明
水 道 課 長	山 崎 国 雄	ホーム施設次長	
病 院 事 務 長	古 川 福 一	病院事務次長	林 讓 治
特別養護老人	藤 田 稔	保険年金係長	須 佐 良 子
ホーム施設長			

厚岸町議会第1回定例会議事日程

(16.3.25)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(平成16年度各会計予算審査特別委員会)

委員 長

ただいまより平成16年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

開会時刻 10時01分

委員 長

昨日に続きまして、議案第7号 平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算について、367ページをお開きください。

歳入歳出予算の歳入から進めてまいります。なお、審査方法につきましては、款ごとに進めてまいりますので、ご了承願います。

367ページ、第1款国民健康保険税。

ございませんか。

(なし)

委員 長

第2款分担金及び負担金。

ありませんか。

(なし)

委員 長

第3款国庫支出金。

ございませんか。

(なし)

委員 長

第4款療養給付費等交付金。

第5款道支出金。

第7款共同事業交付金。

第8款繰入金。

第9款繰越金。

第10款諸収入。

ございませんか。

(なし)

委員 長

以上で歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。

371ページ、歳出、第1款総務費。

14番。

14 番

レセプトのことについて、お伺いをしたいんですが。

レセプトを国保の連合会に出して、審査委員会の審査を受けるということになっていますね。この場合、過払いがあって再請求ということで戻ってきた場合に、過払いをした被保険者に通知を出されて、過払い分を払い戻しておられるのかどうか、その点についてお伺いします。

委員長

休憩します。

休憩時刻 10時04分

委員長

再開します。

再開時刻 10時07分

町民課長。

町民課長

答弁に時間を要しまして、大変申しわけありませんでした。

委員おっしゃられる、いわゆる診療内容の審査をした時点で、国保連合会が、この内容について過払いが発生をした、本人負担も含めて多く負担をしているというケースにつきましては、保険者であります町の方に通知がまいります。私どもは、その通知をご本人の方に、何月のどここの医療機関にかかった部分について、過払いが発生しているという通知を受けました、したがって医療機関に申し出をしてくださいという通知を出すという事務処理をしております。

委員長

14番。

14番

今は厚生労働省ですが、厚生省のときから1万円以上の金額の場合は通知を出す。本来は1万円以下であっても過払いの場合には本人に戻すというのが建前だったんですけど、それは通知をしているということですから。

手続きとしては、本人はどうするんですか。

委員長

町民課長。

町民課長

本人と医療機関のやりとりになるわけではありますが、例えば、平成15年の12月分で、2万円という過払いが発生しましたというものについて、これは、2万円負担し過ぎですよという内容のものでありますから、本人から医療機関に申し出をした時点で、医療機関と返還についての折衝がされるというふうに、基本的にはそういうことになります。

具体的な内容でありますけれども、過払いの対象になったものすべてが、本人の方に、一部負担払い過ぎですよということで戻っているということでないという事実も、実はございます。

これは、医療機関が本人と治療についてお話をする中で、こうした治療をいたし

ました。それが、保険の対象として審査をした場合に、こことこの部分が保険対象外になりましたという結果が過払いということになるわけですから。その保険対象外になった部分について、医療機関としてストレートにそうでしたということで返す場合もありますが、治療が済んでしまったという結果の中では、私どもとしては、最大限の治療をさせていただきましたというような主張が医療機関の側からあって、必ずしもストレートに過払い分について返していただくというふうにはなっていないと私どもは聞いております。

委員長

14番。

14番

結局、医療機関が誤った精算をして、本人は窓口で払う、3割分は払いますね。それは本人の過ちではないわけですから、医療機関のミスですね。それに基づいてレセプトが国保の連合会へ行って、審査委員会で審査にかかる。これは過払いですよということで通知が来ると。本人にストレートにそれが返っていかないということになると、それは問題じゃないかなと思うんです。いかがですか。

委員長

町民課長。

町民課長

私どもは、保険として医療費を負担する立場で申し上げますと、治療される内容すべてが保険の対象のものであって、その範囲の中で治療がされているというものがすべてではないというふうには認識をしております。

そういう意味では、例えば——今どうなのか、ちょっとわかりませんが——いつきは普通のガーゼの包帯は保険適用だけれども、伸縮性のものについては保険適用外なんですよ、等々の細かい話をすれば、そういったものもございまして、問題は、治療行為の中で、こういった治療をいたしましょうという医者と本人とのやりとりの中で説明がきちっとされて、治療がされているのかどうかというところに最終的には落ち着くんだと思いますが、結果としては委員おっしゃるように、受診された方はすべてお医者さん任せでこういった治療を受けましたと、結果が医療機関で処置をした内容について保険適用外があったということから過払いという問題が発生するわけでありまして、私どもとしては、お医者さんと患者さんとの治療に必要な行為として、こういう治療をしましょうという中身については、コメントできる立場にありません。

ただ、少なくとも保険適用外の治療行為がされるとすれば、それはきちっと患者さんに説明がされるべきであろうというふうに思っておりますし、最終的に過払い

が発生したケースで考えれば、医療機関が患者から過払いがありましたという中身について誠意をもって対応していただくということが、問題の解決になるのではないかとこのように考えております。

委員長

14番。

14番

あなたの言うことを聞いていますと、結局、治療は医者がやるわけですね。治療の中身については、診療報酬で点数でそれぞれ決まっています。やられた治療行為が適切でなかったと、そういうものに照らして。そうすると、診療報酬は出されないと、こういう結果になって患者は泣きの涙と、こういうことになるわけですね。

あなたの方では通知を受けておるだけなんですか、どういう仕組みになっているんですか。

委員長

町民課長。

町民課長

私どもの方は、国保連合会が審査をした中で、委員のおっしゃられる過払いが発生をしましたという通知を北海道国保連合会から受けます。それに基づいて、委員おっしゃられるように1万円以上が対象の方であります。ご本人さんの方に、過払いといえますか負担のし過ぎだという通知を受けましたので、医療機関に問い合わせをしてくださいという通知を出すという処理をしているわけでありまして。

委員長

14番。

14番

あなたの方で、医療行為をやっているわけでないわけですから、具体的には医療機関でないとわからないと、中身については。そういうことですね。

委員長、申しわけないんですが、病院の事務長にお伺いしたい、今の過払いの問題について。

委員長

病院事務長。

病院事務長

お答えいたします。

過払いにつきましては、過去についてはご勘弁いただきますけれども、私が昨年4月、担当してからは聞いておりません。

今、ご質問内容、答弁内容等聞いておりますと、万が一この問題が発生した場合には、やはり、田宮委員さんをご指摘のとおり、患者様には問題がございませんので、むしろ医療機関の方がきちっとおわびをしながら、適切な処理、いわゆる還付をしなければならぬと痛感しているところでありまして、万が一、今後このようなことが発生しましたら、そのような対応をしまいたい、それが、やはり信

頼を得る医療機関のあるべき姿だ、そんなふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長 14番。

14番 ほとんどないようなお話なんです、町民課長の方では、レセプトは戻されて再請求されるという、過払いの通知をもらうわけですね。それは、例えば平成15年度はどのくらいあるんですか。

委員長 町民課長。

町民課長 お答え申し上げます。

15年度、今現在の過払いに関する通知は6件ございました。この6件の方々は、いわゆる高額医療対象者の事例でありまして、6件ともいわゆる委任払い制度——制度としてはないんですが、委任払い適用者ということでやっております、ご本人の負担そのものに影響があるというものではないということでございます。

委員長 14番。

14番 そうすると、医療機関は町立病院ばかりではありませんので、町立病院のものでは過払いではないと、そう言えるんですね。

委員長 町民課長。

町民課長 6件とも町立病院のものではなくて、釧路市内の医療機関ということでございました。

14番 いいです。

委員長 他に。

8番、音喜多委員。

8番 特別委員会で国保の引き上げが決まり、今回、新年度予算に第1弾として今年度、来年度という2年度で上がる事が確定して、今回の徴収というか引き上げに伴って、非常勤職員賃金が倍になっていると。恐らく、徴収が非常に引き上げに伴っていつもの年より困難だろうと。そういう見方で職員、臨時職員を倍の賃金でもって何名採用しようとしているのかわかりませんが、いずれにしても、昨年から見れば倍ということは、非常勤職員が2人というふうに見えていいのでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 総務費の特別収納の業務に関してのご質問でございますが、委員おっしゃられるように、15年度現在、1名の非常勤職員で対応させていただいているものを、16年

度2名体制にしたいということでの予算計上でございます。

委員長

8番。

8番

その大きな事由としては、前段申し上げたことを考慮に入れてというふうに察するわけでございますけれども、今まで1年間というか平成15年度までは、ほぼ常勤1名を使ってこられたわけですが、この1名の常備雇用的な任務はどういう形で仕事をさせてきたか。いわゆる日勤帯だけなのか、あるいは夜間帯までやらせてきているのか、あるいは仕事の範疇として、相手が相手だけに非常に家庭の事情にまで奥入った話を聞かなきゃいけない場合もあるだろうと思うんです。そういったことまで、今の非常勤に対応させてきたのか、あるいはその辺のところは、状況によっては本務者がかわってお話を伺うという体制をとってきたものなのか。

いずれにしても、その徴収の仕方というか、非常勤に働いていただいている仕事の内容について、いましてご説明いただきたいというふうに思います。

委員長

税務課長。

税務課長

ただいまの非常勤に対する保険税徴収員の関係でございますけれども。

現在まで1名の非常勤職員として任をしております。たしか、平成6年に国民健康保険税の収納率が非常に悪いと、83%程度でありましたことから、その指定によりまして、当初は、道の方からそれらに係る費用をいただきながら、この保険税の非常勤徴収員を設置して、現在に至ってきているわけでございます。

非常勤職員ですから、昨日もお話しありましたけれども、職員の4分の3以内という時間体制の中でやっております。そういった中で、この仕事といたしましては、保険税の徴収、それと特例でございますけれども、現在の徴収員につきましては、職員とともに、主に2人体制で湖南地区を督励をいただいているわけですが、湖南地区はご承知のように、漁業世帯が非常に多い世帯でありますし、また滞納もそれなりに、いつも申し上げますけれども、漁業の関係上、いろいろと細かに対応しなければならない面があります。したがって、質問者がおっしゃっておりますけれども、主には、職員と2人で行きまして、職員がいろいろと納税相談を行いまして、その後、あるいはまた、役場の方に来ていただいて私ども初め、今後の納税計画等をご本人に立てていただいた中で、毎月いずれにしても分割という形になってまいりますので、そういった部面において、毎月訪問して、徴収をしているという状況が主でございます。

厚岸の産業形態からいきまして、水産加工場に奥さんが勤めておられたりしまして、12時だとか12時半に昼休みに来てくださいだとか、そういった面もありまして、そういったときに時間差の昼食時間をとりながら出向いていっていただく。それからそれらの状況を整理をしていく事務と、こういった面が主につかさどっている内容でございます。

委員長

8番。

8番

平成15年度までは2人体制で正職員と臨時と。主に湖南地区。今、いみじくもお話ししておりましたとおり、やっぱり浜というか、この町の産業である漁業関係に、特に季節的に左右されて、それを象徴しているようなもので、だれしもがそう思うでしょう。

今回、この2名というのは、非常勤だけ2名1組で出かけるというか、そういう形ではないんだろうと思うんですが、その辺はいかがですか。

委員長

税務課長。

税務課長

先ほど、少し申し上げるのを忘れてましたが、また、漁期におきまして、精算の都度、納税準備貯金の承諾をいただいて、それを漁組さんの方に納税準備貯金からの振り込みをお願いするだとか、そういう小まめな訪問をしていることもつけ加えさせていただきます。

今回、2名の体制につきましては、先ほど町民課長からお話がありましたように、この保険税の滞納に細かに対応するために、今現在、湖北地区におきましては、こちらにも漁業関係もございますし、一般の部分もあります。

そういった中で、現在は、こちらの方は、職員1名が専門に郡部まですべて当たっているわけでありまして、この国保税の増額等にも細かく対応するために、1人の職員とともに、先ほど申しました湖南地区と同じ体制にいたしたいということで、ご提案させていただいている次第でございます。

委員長

8番。

8番

そうすると、本務者が当然ついているわけですから、今言われたように、収められないとか、あるいは分割でとか、少し待つてほしいとか、その事情はということにいくわけですが、そういった家庭の内情に入って行って、聞きたくもないというか、正直言って本当は聞きたくもないお話も向こうでされる場合もあるわけですね。そういう延ばしてくれとかいう理由として。すると、本務者が主に当た

っているということに理解していいですか。

今後も、そういう内情というか実情というか、線引きの部分で、家庭によっては正規の職員であれば、秘密というか、仕事で知り得ても守っていただける、話しても安心だとか、そういったものもあるだろうし、非常勤においては、やっぱり話す方に立って、やめられた後だとか、それは、アルバイトにもそういう仕事で知り得た秘密的な相手に対するプライバシーの問題だとか、そういうことのある程度の線引きはきちっとさせていると思うんだけど、ただし話しする方としても、やはりその辺のところは配慮しなきゃならないとか、気を使うところだろうと私は思うんですね。

ですから、その辺の線引き、話の内容によっては、役場に来ていただくとか、あるいは本務者がかわってきちっと対応するとか、そういうことは心置きなくやっていたらしゃるんだろうと思うんですが、その辺はどうですか。

委員長

税務課長。

税務課長

そのことにつきましては、先ほども申し上げておりますように職員の方が当たっております。その職員がいない中で、分割の誓約等により訪問させていただいておきましては、相手が今月は1万だ2万だと誓約しておいても、今月はどうしてもいろんな事情の中で5,000円しか納入できないということになった場合には、その分をいただいてくるということでありまして、その後の対応につきましては、職員ないしはその事案でいろいろ変わってはまいりますけれども、私どもの方に至るまでの中でいろいろ対応させていただいてるし、今後につきましても、そういった方針でいくということを考えてございます。

委員長

8番。

8番

当然、そういう重々配慮しなくちゃいけないとか、反面は収入も上げなきゃいけないとか、そういうつらさはあるわけですけど、やはり、非常勤の責任の範疇とか、相手のあることですから、相手があるということは、納入者の立場とか、重々その辺のところは配慮してきているというふうに思いますし、特に、この1年2年、こういう形の引き上げに伴って、やはり、納入者にしてみれば大変な負担になるわけですし、その思いというのは、皆さんに担当者には重くのしかかっているとか、深いあれがあるだろうと思うんです。

問題は、昼間の時間帯だけの徴収だけでは、皆さん働いているわけですから、必

至になって。そういう部分では、夜間というか国民年金と同じように、夜間徴収というのもあるだろうと思うんです。その辺のところは、今までの経緯含めてどのように考えているんでしょうね。

委員長

税務課長。

税務課長

申しわけございません。先ほどの家庭におけるいろんな状況の、私の方から申し上げさせていただくと、家庭なりいろんな税を扱う中での守秘義務かと思えますけれども、その点につきましては、臨時であろうと非常勤であろうと職員であろうと、この仕事に携わる者といたしましては、地方公務員法の守秘義務、あるいは税の職員におきましては、地方税法の22条における税の守秘義務等がございます。その関係につきましては、私は常に日常、かなり職員に徹底をしているつもりでございます。

したがいまして、今後もそういった範疇の中で進めていかなければならないことであります。

それから、夜間徴収の関係でございますけれども、この非常勤徴収員につきましては、夜間は徴収はさせてございません。夜間の部分につきましては、それぞれ、その納税者は自分の都合のいい日に来ていただければ、本来一番よろしいでしょうけれども、やはり、こちらといたしましてもそうはいきませんので、なるべく月初めだとか10日だとか、15日、20日だとか月末だとか、そういった中に固めさせていただいて、正職員がそれぞれ現実にやってきているというような状況でございます。

委員長

8番。

8番

十分過ぎるほど気を使って、相手があることですし、家庭の事情、特に、今回2年度にわたって引き上げということは、かなり町民の皆さんにとっては、いきなり聞く人にとっては、こんなに上がったのかと、いろいろなことを言われると思えますし、本来の非常勤にしては非常につらい仕事をさせるというか、いきなりですよ。その線引きが、どこで本務者とかわればいいのかという見境もつけられない仕事に携わっているわけですから。当然、十分配慮というか、相手のあることに対して、十分気を使っても構わないと思います。

それで、今言われたように、夜間徴収の部分はしていないということですが、重々、その辺は、今回、想定されることは、今回の引き上げ、また来年の引き上げ等によって、その懸念さがあるわけですね。滞納されるというか、そういう事情を持

っている方が出てくる可能性がある。そういう点で、これは十分気をつけて当たる何ものもないと思うんです。

そんなことで、今回の国保、非常勤2人体制ということですが、本務者も十分その辺は配慮して、この任に当たっていただきたいというふうに思います。

委員長 税務課長。

税務課長 今、いろいろとご質問、それからご提言をいただきましたけれども、現在の中でも、町報等をもって、既にこの国保の引き上げについて広報されておまして、現在、納税相談等に当たっている中でも、こういうお話も出てきてまいっておりますから、私どもも、そのようにPRと申しますか、説明に当たっているのが現実でございます。

したがいまして、今後につきましても、一層、非常勤といえども国保税の仕組み等を、私を初め再度勉強いたしまして、それぞれの納税者の対応に当たっていきたいということと、それから言われましたように、心配り、気配りもしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 第1款、他にございますか。

(なし)

委員長 なければ先へ進みます。

第2款、377ページ。第2款保険給付費。

12番、谷口委員。

12番 ここでちょっとお尋ねしたいんですが、4項、5項に出産育児費、育児諸費、それから葬祭諸費、出産育児一時金、葬祭費があるんですけど、これは申請に基づいて給付しているんですよね、違いますか。

委員長 町民課長。

町民課長 委員おっしゃられるように、事務処理の基本としましては、世帯主からの申請に基づくというシステムと申しますか、そういう処理をするわけでありまして。

ただ、さあ申請してくださいよということでのきっかけとしましては、生まれた場合の保険証の発行でありますとか、死亡された方の保険証の回収の際に、この手続がございましてという説明をさせていただいて、その場で申請をしていただくという手法をとっているわけでありまして。

委員長 12番。

1 2 番	そうすると、対象被保険者とこれとは一致するんですか、常に。
委員 長	町民課長。
町民課長	そのとおりでございます。
委員 長	いいですか。 第2款、ほかにごございますか。 (な し)
委員 長	なければ次に進みます。 第3款老人保健拠出金。 ございませんか。 (な し)
委員 長	第4款介護納付金。 ございませんか。 (な し)
委員 長	第5款共同事業拠出金。 ございませんか。 (な し)
委員 長	第6款保健事業費。 第7款諸支出金。 第9款予備費。 ございませんか。 (な し)
委員 長	次に、393ページから396ページまでは、給与費明細書であります。 ございませんか。 (な し)
委員 長	以上で歳出を終わります。 総体的にありませんか。 (な し)
委員 長	なければ、以上で質疑を終わります。 お諮りいたします。 本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

次に、議案第8号 平成16年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

11ページをお開きください。11ページの第1条の歳入歳出予算から進めてまいります。

398ページをお開きください。398ページの歳入から審査を進めてまいります。

第1款分担金及び負担金。

ありませんか。

(なし)

委員長

第2款使用料及び手数料。

ありませんか。

(なし)

委員長

第5款繰入金。

第6款諸収入。

以上で歳入を終わります。

400ページをお開きください。歳出に入ります。

第1款総務費。

404ページ、第2款水道費。

408ページです。第4款公債費。

ありませんか。

(なし)

委員長

410ページ、第5款予備費。

ありませんか。

(なし)

委員長

412ページから414ページまでは、給与費明細書であります。

ありませんか。

(な し)

委員長 415ページ、地方債に関する調書。
ありませんか。

(な し)

委員長 総体的にありませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長 次に、13ページをお開きください。
議案第9号 平成16年度厚岸町老人保健特別会計予算を議題といたします。
第1条歳入歳出予算から進めてまいります。
417ページをお開きください。歳入から入ります。
第1款支払基金交付金。
第2款国庫支出金。
第3款道支出金。
第4款繰入金。
第5款諸収入。
ございませんか。

(な し)

委員長 以上で、歳入を終わります。
歳出に入ります。 419ページ。
第1款総務費。
ありませんか。

(な し)

委員 長

第2款医療諸費。

ございませんか。

(な し)

委員 長

第3款諸支出金。

第4款予備費。

ございませんか。

(な し)

委員 長

以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

委員 長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員 長

次に、15ページをお開き願います。

議案第10号 平成16年度厚岸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算について、審査を進めてまいります。

428ページをお開きください。歳入から審査を進めてまいります。

1款分担金及び負担金。

2款使用料及び手数料。

3款国庫支出金。

ありませんか。

(な し)

委員 長

5款繰入金。

6款諸収入。

7款町債。

ありませんか。

(な し)

委員長 歳入を終わります。

歳出に入ります。 430ページ。

1 款下水道費。

ありませんか。

(な し)

委員長 440ページ、3 款公債費。

442ページ、4 款予備費。

ありませんか。

(な し)

委員長 444ページから 446ページまでは給与費明細書です。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、15ページにお戻り願います。

第2 条債務負担行為、17ページの第2 表債務負担行為、 447ページ、債務負担行為に関する調書。

ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、15ページにお戻り願います。

第3 条地方債、18ページの第3 表、 448ページの地方債に関する調書。

14番、田宮委員。

1 4 番 この地方債なんですが、16年度末現在高の見込額は35億 6,286万 3,000円と。これはやはり、下水道をつくって最初のうちは景気浮揚でどんどん起債で仕事をやってきたと。現在は、様相が一転してまいりましたんで、これが重荷になってくるといふふうに思うんです。

それで、例えば、歳入を見ますと、大体、前に、平成3年から平成63年までの財政計画表というものをもらっているんですが、それで見ますと、平成16年度、大体、計画どおりに歳入がある。ただ、使用料が、やはり予定どおりに入ってきていないというふうな。

これは、最近は、下水道の工事が昔のように前倒し前倒しみたいな格好できていないものですから、とまっていると。なかなか普及率が上がっていかない、そういう側面があって使用料が上がらないと思うんですが。

こういうようなことも含めて、起債の償還、大きな負担になるのではないかとと思うんですが、その辺の見通しはいかがですか。

委員 長

行財政課長。

行 財 政
課 長

委員、質問内容のとおり、過去において多額の事業費をもちまして、この整備を行ってまいっています。ただ、近年におきましては、3億円という予算規模、50%の補助金がつきますから、残りを地方債に頼るという手法をとってございますけども、これにつきましては、これを今堅持しているため、16年度はまだ上昇基調にあります。しかしながら、この3億円で進むことによって、17年度をピークに償還金自体が下がるという状況でございますので、今の段階におきましては、過去においては10億、もしくは2年継続の中では15億を超える事業費を組んできたという状況にありますけども、それを堅持しながら、17年度をピークとして18年度以降下降線をたどるといえることがございますから、いろんな意味でこの下水道の事業については、地元事業を含めて業者もおりますので、そのことを堅持しながら、この厳しい財政状況の中でありまして、償還金も下がる、そういう意味では、下水道事業としての繰出金も下がるという状況に相なりますので、基本的には、これを堅持していきたいというふうに思っております。

委員 長

14番。

1 4 番

それと、もう一つ、使用料の問題なんですが、水道課長の方にお伺いしますが。

使用料の関係では予定どおりいかない、大体1,500万円ぐらい、これは決算ではない、当初予算で全くの見込みですから、大体、計画に従っていかねばならないんですけども、そうはいかないと。今言ったように1,500万円ぐらい計画よりは低く見ておると。この辺は先々でどうなっていくのか、どういうお見込みでおられますか。

委員 長

水道課長。

水道課長

お答えいたします。

確かに、下水道の使用料でございますけれども、今のところ、水洗化が今現在で大体62%ほどということございまして、なかなか水洗化が進んでいかない状況に

なっております。

その中でも、新年度につきましては、公共施設等、例えば梅香町の公営住宅等が水洗化になります。そうなりますと水洗化率も上がってきます。そうやって初めて使用料にはね返ってくるという状況がございますので、私どもとしましては、今現在、新年度で計上しておりますのは、1,128戸の、もう既に水洗化になっている分に、さらに新規でもって水洗化になるであろうというのが190戸ほど見ております。それらでもって今は4,700万ほど計上しているんですけども、今後奔渡の公営住宅等がどんどん水洗化になるということになりますと、これらについても使用料も伸びてくるのかなという感じではおりますけれども、いかんせん一般的な住宅等では、なかなか水洗化が進まないという状況になってございますので、私どももそれらについては、水洗化に向けてさらに努力をしていきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長

他にございますか。

総体的にございませんか。

(なし)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

次に、19ページをお開きください。

議案第11号 平成16年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

第1条歳入歳出予算について、451ページをお開き願います。

歳入から審査を進めてまいります。

1 款保険料。

2 款国庫支出金。

3 款支払基金交付金。

委員 長	<p>4 款道支出金。 ありませんか。 (な し)</p>
委員 長	<p>5 款財産収入。 6 款繰入金。 8 款諸収入。 ございませんか。 (な し)</p>
委員 長	<p>歳入を終わります。 453ページ、歳出に入ります。 1 款総務費。 ありませんか。 (な し)</p>
委員 長	<p>457ページ、2 款保険給付費。 16番、竹田委員。</p>
1 6 番	<p>3 目と 4 目についてお聞きしたいと思います。 居宅介護福祉用具購入費と居宅介護住宅改修費について。 居宅介助購入費 1 件当たりとといいますか、1 世帯当たり、一人当たりというんですか10万円。それから居宅介護住宅改修費については、1 戸当たり20万円、一人当たり20万円というんですか。1 軒の住宅に関して、障害者の認定を受けている方が購入、備品を買う、それから改修されるといったときに、あくまでも一人が一人の対象の金額になっているんですか。</p>
委員 長 保健福祉課 長	<p>保健福祉課長。 お答えいたします。 福祉用具の購入、または住宅改修についてですが、対象となります介護を要する方、それぞれ介護の状態も変わってくると思います。そういう関係上、それぞれ1人1人の対応ということで、1 世帯 1 件という単位ではなく、介護を要する人 1 人1人の対応という形になります。</p>
委員 長 1 6 番	<p>16番。 極端な話しして申しわけないですけど、1 軒に例えば 5 人いても、それぞれの</p>

部屋、それぞれの部分に購入、または改修できるというふうにとめてもよろしいですか。

委員 長

保健福祉課長。

保健福祉課 長

そういう例はちょっとまれかと思えますけれども、一応、1人1人ということで、その対応なさる方の状態に合わせて対応するというところでございます。

委員 長

16番。

16 番

町民の方々から社会福祉センターの部分にある福祉関係の部分と、それから、あみかに置かれての福祉関係の仕事、こういったものが町内に2つあるということ自体が、まずむだにならないのか。それから職員に対する職員数ということも、要するに人件費ですよ、そういった人件費等々を考えたときに、職員の数を一つに絞るという形にとれないのかどうなのか。また、機関として全く違った意味の活動というか、そういう部分もあるのかないのか、そういった部分をまず、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、住宅改修に当たって購入備品を買うということに対して、障害者の方々から、とても相談を受けるんですけども、1割負担というその決め方は、何を意味として1割負担というふうに、まず決めているのか。それから1割負担ができる余裕のある方であればいいんですけども、まず余裕のない方に対して、例えば、20万円であれば1割負担ですから2万円、この2万円もない人に対してどのような対処をしていただけるのか。

それから、20万円もそうだし購入費の10万円も同じことなんですけど、そういった場合の何か特例というか、そういうものがあるのかないのか、その辺をお聞きます。

委員 長

保健福祉課長。

保健福祉課 長

まず、福祉センターにあります介護用品の展示、それと同じような形で、あみかの方でも介護用品の展示を行っておりますが、これにつきましては、介護支援センターの業務としてあみかの方にあります介護支援センター、こちらの方で、一応、介護用品の展示を行っております。

また、福祉センターの方には、湖南地区の介護支援センター、これは社会福祉協議会さんの方に委託をして福祉センターの中に支援センターが設置されておりますけれども、そちらの業務の一環として介護用品の展示を行っております。

1カ所でいいのではないかというお考えのようですが、なかなか湖南地区の方が湖北の方に来る、または湖北の方が湖南に行く、足の確保の大変な方もいると思いますし、それぞれの施設に出入りする中で、そういう介護用品を实际目にし、手にとっていただいて、そういう介護用品を理解してもらえれば、いざというときの使用にも参考になると思います。

できるだけ利用者の利便をとということで、一応、湖南、湖北の両地区にそういう展示をした方が、利用者のためによいのではないのかということで、こういう取り計らいをしております。

それから、要介護者が介護用品を購入、または住宅改修をした場合、それぞれ介護保険の制度にのっとっての対応ということになります。それで、介護用品であれば、上限10万円ということで、保険制度上1割の自己負担、それから、住宅改修につきましては、20万円の上限で、上限使えば1割の2万円の自己負担、これは、ほかのサービスにつきましても、一応1割が介護保険上では自己負担という形になっておりますので、同じような取り扱いということでご理解を賜りたいと思います。

委員長

16番。

16番

10万、20万の1割負担については、自分調べてきているので、それをさらに聞いても意味はないんですよ。その1割負担をしなければならぬ決め方の規定というのはどこにあるんですかという質問なんです。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

1割負担ということは、介護保険上、個人の負担は1割、後の9割を保険で見るという形になっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

なお、社会福祉協議会さんの方で生活福祉資金という、生活の苦しい人については借り入れの制度もありますので、苦しいという場合にはそういう制度の紹介なども行っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長

16番。

16番

1割負担という意味はどういった規定で決められているのか。制度で決まっていってしまつてはこの意味がわからないので、意味を教えてほしい。国で決められているのであれば、国で決められている、その決め方について、こうこうこうなんだから1割負担だと。何で1割にしたのかということなんですよ、聞きたいのは。国で決めたからおれ知らないというのならそれでいいですよ、そういう答えで

も。中身をききたい。

それから、僕が言っているのは展示物のことを言っているのではないですよ。社会福祉協議会のあり方と湖南・湖北に分けているんだという部分で、展示物を並べていることを僕は聞いているんじゃないですよ。機能がどういうふうになっているんですか。だから、同じものが2つ、きちっと本当に分かれてあるのであれば、湖南に対しての対応、それから湖北に対しての対応ということを考えたときに、仕事の内容というか、サービス部分について、同じく対応できるだけの設備が両方にあるのかなのか、あみかの施設と社会福祉センターの施設の中身の部分です。それを教えてください。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

どうも、答弁が余り上手でなくて、理解がなかなか難しいかと思って、申しわけございませんが。

まず1割の負担。これは、国の方で定めております介護保険法で、その法律により、9割が保険者で負担する、残り1割を利用する方が負担するという形になっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

それから、湖南・湖北それぞれ福祉センターとあみかの方で介護用品等の展示を行っておりますけれども、先ほども言いましたように、あみかの中に在宅介護の支援センターというものがあります。また、福祉センターの方にも湖南地区の在宅介護支援センターというものがありまして、それぞれ介護を要する方の相談などに応じております。

この支援センターの業務の一環として介護用品の展示を行っているということでございます。それは、今言いましたように相談などに来る方に、こういうものを利用すればどうこうという、実際そのものを見せて理解をしてもらおうというような形で、そして、先ほども言いましたように、1カ所であればどうしても利用者にとって、その場所に来るのも大変でしょうし、相談に行くにしても足の確保とかいろいろあるかと思えます。それで、湖南・湖北……。

(「全然違う、言っている意味が」の声あり)

委員長

休憩します。

休憩時刻 11時12分

委員長

再開します。

再開時刻 11時14分

保健福祉課長

保健福祉課長。

どうも申しわけありません。

福祉センターの方にあります介護支援センター、それから、あみかの方にあります介護支援センター、業務の内容につきましては同じ業務を行っております。同じ業務をそれぞれ、先ほども言いましたように、利用者の利便を図って、1カ所ではなく2カ所に置いているという内容でございます。

それから、先ほどの介護保険の利用者の1割負担の関係、介護保険法第41条に利用者の1割負担ということで書いておりますので、それを根拠に1割負担ということでございます。

委員長

16番。

16番

さっきから展示、展示と言っていたけど、福祉センターの方とあみかの方と、全く同じものを展示しているんですか。

それと、1割負担の意味は、要するに意味としては、自分はわかんないけど課長もわかんないんだと。要するに国で決められたんだから、そのまま私は受けとめていますよと、そういうふうには受けとめてもいいんですね。意味はどうでもいいんですね、そうしたら。

それと、湖北に湖南に分けているんだということで、業務に対しては全く同じことをしていますよと。そうであれば、例えば介護する人が介護を要する人に直接、接しなければいけない人員配置というのは、全く同じ人員配置をしているんですか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

介護保険法第41条の1割負担の方につきましては、国の方で、その負担割合について検討し、定めたものと考えております。

それから、介護支援センターの関係ですけれども、介護支援センターは、湖南・湖北それぞれ同じ業務内容でございますけれども、業務内容としては介護用品の展示、ただ、これは福祉センターとあみかの方、必ずしも全部同じものという内容ではございません。それぞれ若干ちょっと違ったものの展示がされております。それから、業務内容はほかにも実態把握業務、それから、介護の申請受け付け、そのほか相談などの業務を行っております、その内容については、あみかの方も福祉センターの方も同じ内容であるということでございますので、ご理解賜ります。

人員配置につきましては、それぞれ1名ずつ配置ということですが、あみかの方

については、ほかにも対応する者がいて、状況によって、その保健師の中でやりくりして対応しております。

委員長

16番。

16番

1割負担については、例えば、国からこうきたんだということをそのまま受けとめて、いろんな介護保険の問題じゃなく、水道であるとかいろんな部分で、法律を受けたからといってそのままのみにして町として推移していく。そのことによって、いろんなお金の部分とかで圧迫がかかってきた部分、それに対して要請をするといった中身をよく把握するということが大事じゃないかと思うんですよ。言われたからやるっていうんじゃないで、言われたことに対して、それはなぜなのかという疑問を、やはり自分なりにきちっと受けとめて、それが後に財政圧迫という部分になってきた部分もあるということも確かだと思うんです。だから、逆に今、この部分については、1割本人負担じゃなくて、3割負担してもらった方が財政は助かるわけですから、そういった部分の考え方というのを、きちっと把握した中でどうしたらいいのかという、その要求的な部分の考え方というのができてくると思うんです。それが僕は、課長の役目だと思うんですよね。

それから、展示物については、全く同じものがあるというふうに最初言って、次に聞いたら全く同じものじゃないと。そうしたら、ないものはやっぱり真竜に見たくなるし、ないものは本町に見たくなるわけでしょう。そうしたら、わざわざ本町から真竜に足を運んで来なくてもいいとかという理由にはならないんじゃないんですか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

国の制度についての担当の考え方ということでございますけども、確かに質問者おっしゃるとおり、担当者として、その内容について十分把握していなければならぬものと考えます。

それから、介護用品の展示の関係ですけれども、内容について全く同じという形はちょっとあれで、例えば同じ障害の程度の……用品は同じ目的で使うとしてもそれぞれいろんな製品がありますので、他の形のものとか、それぞれメーカーも変わってきますので、まるっきり同じものを展示という形にはならないものと思います。

また、種類も相当数ありますので、全部を展示するというのは、これはなかなか金額的な問題、またはスペースの問題もありまして不可能かと思っておりますので、それ

ぞれのセンターで、そのスペースに合い、または予算に合って適当なものを展示しているというような状況でございます。

確かに、片っ方の方に行って、そちらの方になくて、例えば福祉センターの方に行っただけで、あみかの方にあるという場合には、確かに、そちらの方に現物を見たいというようなことで移動ということも考えられますけれども、当然、そこに現物がなくても、例えばカタログで見せることも可能でしょうし、または、その状況によっては取り寄せることも可能だと思いますので、やはり展示されている用品については、当然、行った方が見て、その使い勝手等、実際、体験とかも必要でしょうし、また本人が選ぶといってもなかなか難しい部分もあります。

そういう意味で、介護支援センターがあることによって、その支援センターの職員が専門的な知識を持って、その方に合った介護用品を選んでその方にご案内をするようなことで、それぞれの介護支援センターの場所に展示しているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長 16番。

16番 今後、いろんな法律の枠で縛られたりしている部分もあると思うんですけども、20万円と10万円の部分についても、町の負担分になるわけですけども、これについて、今の部分では、単年度で収支決算してますよね。それを、万が一たくさんの方々が利用する形になったときに、単年度でやるということが難しくなってくる部分というのは、考えては、今のところはいないですか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 一応、介護保険の制度でそういうような給付が定められておりますので、当然のことながら、来たらそれに対応する、予算が足りなくなれば補正をしてそれに対応するという考えでおります。単年度の中でそれが対応できない場合ということは、正直、今のところ考えてございません。

委員長 16番。

16番 僕が心配していたのは、町民の方から、たくさんの方々がいて、例えば、予算がないから順番制になっちゃったりして、自分のところに申請出してもすぐ来なくなるんじゃないかとか、そういった心配が僕のところにあったんですよ。それを僕が今心配しているんですよ。

ですから、単年度の予算の中でできる部分については、昨年度の決算をベースに

して見ているかと思うんです。それが何らかの形で急激にふえてきた場合の対処を、来たら順番を待つことなくやっていただけるのかなという、そういう心配があるんですけれども、その辺をもう一回聞かせてください。

委員 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

今の関係ですけれども、先ほども答弁したとおり、給付が法で定められておりますので、申請があればそれに対応するというので、もし予算が不足になれば、補正をしてでも、当然のことながらそれに対応していくということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

16 番

わかりました。

委員 長

よろしいですか。

16 番

はい。

委員 長

14番、田宮委員。

14 番

この日用品用具、それから住宅改修については、償還払いですよ。

委員 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

はい、そのとおりでございます。

委員 長

14番。

14 番

それがね、一つは問題なんです。1回全額払わなければならない。後から1割戻ってくるという仕組みになっているんです。9割戻ってくると、1割でなくね。それが介護保険制度が発足したときから大きな負担になるわけですよ。今、竹田さんの話にも出ておりましたけれども、必ずしもお金いっぱいある人ばかりでないわけですから、所得の低く人もいるわけです。

そこで、何らかの支援策を打たないと、本当は利用したくても利用できないというふうな状況が生まれているのが事実なんですね。その辺はぜひ町が考えていただきたいと。これ、償還払いなんです。これは制度が発足のときからそうなんです。一番難点になっているんです。いかがでしょう。

委員 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

確かに、質問者おっしゃるとおり償還払いということで、例えば、住宅改修で20万ということになりますと、一たん20万、本人が立てかえ払いをするという形になっております。他の町村でもこれへの対応をしているというところもあるやに聞いております。

今後、その方策等、検討してみたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長 14番。

14番 国保なんかでは、医療費については委任払いでやりますね。そういう方法だつてとれないわけではないんで、その辺は、ぜひ実現をさせていただきたい。それはまるっきり負担をするわけではないわけですから、一時立てかえるということになるわけです。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 今、言われたようなことも参考に十分検討してみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(「検討しっ放しじゃ困るんですよ」の声あり)

委員長 よろしいですか。

2款、他にございますか。

(なし)

委員長 なければ、次へ進みます。

461ページ。3款財政安定化基金拠出費。

ございませんか。

(なし)

委員長 4款介護給付費準備基金費。

ありませんか。

(なし)

委員長 6款諸支出金。

ございませんか。

(なし)

委員長 7款予備費。

469ページから 472ページまでは、給与費明細書です。

ございませんか。

(なし)

委員長 473ページ地方債に関する調書。

ございませんか。

委員 長 総体的にございませんか。
(な し)
なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

委員 長 (「異議なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員 長 次に、22ページをお開きください。
議案第12号 平成16年度厚岸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

委員 長 第1条歳入歳出予算について、475ページをお開きください。
歳入から審査を進めてまいります。
1款サービス収入。
ありませんか。
(な し)

委員 長 5款道支出金。
6款財産収入。
7款寄附金。
8款繰入金。
9款諸収入。
ございませんか。
(な し)

委員 長 以上で歳入を終わります。
479ページ、歳出に入ります。
1款サービス事業費。
14番、田宮委員。

14番 492ページにあります給食業務の委託料、心和園への給食業務については直営で

はなくて給食業者に委託をする、こういうことであります。

この内容についてお聞かせいただきたい。

委員 長

特老ホーム施設長。

特老
施設 長

2月に債務負担行為をいただいた件につきまして、この4月1日からホーム心和園、それとデイサービスの給食業務について、民間委託業務で取り進めるという内容で、ただいま進めているところでございます。

厨房につきましてはそのまま施設を利用していただき、職員についてはその受けた業者が採用した職員、それとももちろん賄い材料費についても、委託した業者が持つことになっております。そういうハードの面については施設の方でしますけど、消耗品については業者側が持つというようなことで、ただいまホームでは施設入所者が50人、それからショート入所者10人、デイの方で平均すると20人、計80食、1回について。ただ、デイについてはお昼だけですから、あと朝と夕についてはうちの方の心和園の60食というペースで給食を提供していただくというような内容でございます。

以上でございます。

委員 長

14番。

14 番

2月議会で債務負担行為、私は席を外していたかな。そのときに具体的な質問がありました。なかったですね。

委員 長

特老ホーム施設長。

特老
施設 長

ありませんでした。

委員 長

14番。

14 番

それで、業者は決まったんですか。

委員 長

特老ホーム施設長。

特老
施設 長

3月1日に入札を執行いたしまして、決まっております。

あくまでも契約は4月1日ということになりますけれども、準備の関係がありますから、仮契約の段階で進めていただいているような状態でございます。

委員 長

14番。

14 番

今まで直営でやってきたわけですね。それで、いわばいってみれば手づくりの給食を提供していたと。今度は民間の業者に委託される。そういう点で、食材の点とかいろいろ心配はあると思うんです。そういう点についてはどういうふうにお考

えなんですか。

委員 長

特老ホーム施設長。

特 老
施 設 長

食材の関係、一番やはり私たちが気にするのは、やっぱり、いかに安全な食材をもって、安全に料理して安全な食事を需要者に提供する、それが第一でございまして、最近、大手業者では、その辺すばらしいシステムになっておりまして、一応、6社の指名ということでさせていただいたんですけども、6社ともHACCP等の管理システムをあれしていきまして、非常に対応についてはいいなというふうに判断させていただいております。それとやはり、できれば地元の新鮮な食材も使っていたきたい、冷凍食品や乾燥したようなやつじゃなくて。そういうことで、現在は地元商店から約60%の生鮮食品を納入させていただいておりますけれども、いろいろそういう業務委託するということになりますと、その数字はなかなか確保が難しいと。当然、経費を下げるわけですから。そういうことで最低でも30%は地元商店から入れてくださいというような契約内容にしておりまして、それも今まで利用させていただいていた商店からを中心に、実績がありますから、そういうことでできるだけ新鮮な地元のおいしい食材をとというふうにはしております。

委員 長

14番。

1 4 番

病院の給食は民間に委託されたですね。それは、献立等については、栄養士が関与しますね。そこらはどうなっているんですか、そういう点では。

委員 長

特老ホーム施設長。

特 老
施 設 長

当然、栄養士が管理いたします。

栄養士については、受けた業者の栄養士も当然入ってきますし、今まで私どもの職員の栄養士、これは常に管理しなければなりませんから二重チェックができるのかなと、そういう面では、充実するのかなと考えています。

委員 長

14番。

1 4 番

説明が不十分なんですよ。

どういう仕組みでどういう手だてで安全で温かい——温かいというのは人間味があるという意味ですよ。食事が提供できるようにしているのか。そういう点について、もっと具体的に説明してもらわないと困るわけです。

食材については、60%とか70%を地元から買うと、それはそれで結構なことですが、問題は食材の中身なんです。そこまで規制できるのかどうなのか、きちんと毎

委員長
特老
施設長

日安全な食事が提供できるという仕組みになっているのかどうなのか、それをどう
いうふうにあなた方は見るのか。その辺はどうなんですか。

特老ホーム施設長。

当然、献立が前もって決められますから、それに基づきまして、示された献立の
企画に合う食材を厳選しながら発注していくということになります。

それで、当然、食材が搬入されます。そのときに報告、当然、搬入されたときに
チェックをする、これはホームの職員、栄養士がチェックをする形になりますけれ
ども、そういうことで検証をきちっと、今でもやっていますけれども、検証をして
厨房の方に入れていく。その段階で、当然、色とかにおいとかいろいろものから判
断をして、これは合否の判定といいますか、これは使いものにならないということ
になればその点でチェックし、別のものと取りかえていただく。それは必ず食材を
入れる時点でその検証記録簿に記録いたしまして、立会人、栄養士になるかと思
いますけれども、捺印の上、これを保管するというような流れで食材を仕入れるとい
うふうになっております。

それらの問題については、契約の中にきちとうたって、当然のことなんですけ
れども、それをきちっと履行してもらおうというふうにさせていただきます。

以上でございます。

委員長
14番

14番。

答弁のための答弁だけでは困るんですよ。契約書があるんであれば、具体的に契
約書を出してください。

あなた方が、どういうふうにそれに対してチェックをするのか、きちんとした体
制になっているのかどうか、その辺もきちんとしていただきたい。

委員長

休憩します。

休憩時刻 11時45分

委員長

再開します。

再開時刻 13時00分

特老
施設長

特老ホーム施設長。

大変答弁に適切さを欠き、時間をとらせましたことを、まずおわび申し上げます。
資料につきましては、さきに指名業者に、どういう仕事をやってもらうんだとい
うようなことで、こちらから給食業務委託に係る仕様書を配付しております。これ、
さきに配付させていただいたものでございます。委託業務をこれに沿ってやってい

ただくことになっております。

まず、一番初めにということで、この仕様書に基づいて業務を履行していただくんだということを決めております。

2番目につきましては、環境方針、厚岸町はISO 14001環境方針に基づいてやっていますけども、それを厳守するということでやってほしいということです。

それから3番目は、要求事項です。記載のとおりでございますけれども、特に、その実績、それから、HACCPの概念に基づく衛生管理基準を満たしていること等を示しております。

それから、4番目は業務内容でございます。これは、ホームとデイサービスということでございます。期間は1年間、それから支払いの関係については、それぞれ給食数に合わせた単価を乗じて払うということです。それから、給食対象者、これは先ほど申し上げたとおりで、ここでは一応、定員の関係は26名となっておりますけれども、現在、実績として平均しますと現在は20名程度と。これも給食数に合わせて払うようなこととなります。

それから、心和園においてどういうものを提供するんだということを、この枠組みの中に記載しております。

それから、6番目、業務区分及び使用区分でございますけども、これは5ページ以降に示しておりますけれども、ホームの方で行う仕事、それから、受託者が行う仕事というふうに示しておりますして、経費負担の区分につきましては、24項目、それから、業務内容及び分担表については、45項目について、決めさせていただいております。

それから、7番目には算出基準でございます。これはいろいろあるわけでございますけども、利用者数において、普通給食者の数ですけど、流動食等もありますから、そういうものも含むんだというようなことを記載しております。

それから、8番目、食材の仕入れです。これは、先ほど申し上げましたように、受託者の責任において新鮮で良質、安全な食品を選択して行う。3割以上は町内業者から仕入れるんだというようなことを示しております。

それから、9番目は貯蔵食品の在庫買い上げ。これは今年度末でほとんどなくなりますけど、もし残った場合に買い上げていただくというような内容です。

それから、11番目が業務の従事者でございます。ここで、大きな問題については、

やはり厚岸町内の人間を雇用してほしいということのをうたっております。現に8名が8名とも町内の人間で決まったようでございますけれども、そのような関係を記載しております。

それから、12番目については勤務時間及び配下膳の時間を指定しております。

それから、13番目、従事者の衛生管理でございます。これについても、やはり安全を期すためにここに記載しているようなことを徹底して衛生管理に当たってほしいということのをうたっております。

それから、14番は施設の管理でございます。例えば、電気とかそういう節約に努めて、破損、異状発見した場合には直ちに施設に連絡することというような、当たり前のようなことですが、記載しております。

それから、15番目は報告関係でございます。

それから、16番目、引き継ぎ調理員に対する条件、社会保険に加入させてくださいということです。

それから、17番目、食材の安全性、ここで遺伝子組み換え食品は使用しない、放射線に汚染されたものはだめだよ、それからポストハーベスト等、人体に影響が懸念されるものは使用してはなりませんよ。そして、それを使わないということは誓約書を提出してくださいというようなことをうたっております。

それから、19番目に衛生管理については、適切にするためにはHACCPの概念に基づいた衛生管理マニュアルを作成しなければなりませんよと、このような仕様書を示して、それに基づいてこの業務に当たってほしいということで入札をし、現在、その準備をしている段階でございます。

基本的には、去年、病院が先に実施されておりますので、その手順ということに倣いまして、既に病院が適切にしっかりとやっておりますので、それを見習いながら進めようという考えでございます。

以上です。

委員長

14番。

14番

この契約は4月1日ですね。それで、仕様書で概略の説明をいただいたわけでありませぬ。

基本的に、民間委託というのは経費の節減ということで、私から言わせれば、コストと効率化というようなことだけが考えられて民間委託というものをやられるわ

けであります。問題は、特別養護老人ホームで、今はついこの住みかというふうにならなくなりましたけれども、しかし、少なくともお年寄りの皆さんが老後を安心して暮らせる、そういう施設でありますから、食事も心の通った、そういうものの提供、そして安全なものが提供されないと困るというふうにするわけでありまして、

基本の点をきちんと押さえてやっていただきたいというふうにするわけですが、今、概略ご説明をいただいた中で、なお、聞いておきたいと思うのは、要求事項の括弧2に、給食委託業務にかかわる代行保証及び生産物賠償責任保険に加入するということがあります。それから、括弧4、道内での官公医療機関及び福祉施設において、2件以上の全面委託実績がある。これは今までどういうところで委託を受けてきたのかということでもあります。

それから、食物については誤飲とかなんとかというものが、お年寄りですから当然あるわけでありまして、病院とは違った問題もあると思うんです。そういう点について、もう少し具体的にお答えいただきたい。

それから、寄附食品の買い上げ。寄附食品とはどういうものを指しているのか、もう一度、お答えいただきたいと思います。

それから、業務従事者ということで、配置人数のうち1名以上の栄養士を配置しなければならないということは、心和園に園の栄養士がいて、そして、この給食にタッチするという事ではないんですね。その辺について、お答えをいただきたいと思います。

委員長

特老ホーム施設長。

特老
施設
長

まず、代行保証の関係でございますけれども、これは、3番の括弧2にありますけれども、これは契約の中で、病院と同じ企業にやるというようなこととなります。

それから、道内で2件以上の全面委託実績があること。これも、老人ホームでは数はそんなに多くないようで、岩内、道南の方がおりますけど、主に、現在は、受託業者は、医療関係、病院だとかが多く、帯広方面の医療機関の給食業務の実績がたくさんあるというふうになっております。

それから、寄附食品なんですけれども、町民の方が、利用者の皆さんでいただいでくださいということで持ってきてくださる食品が結構あります。水産物、例えば、魚、春先であれば水網に入ったカレイだとかアサリだとか、それから秋であれば太田の人たちが大根を持ってきてくれたり芋を持ってきてくれたり、そういうのが結

構あるんです。そういうのを今までは栄養士がいろいろ行事のときに工夫をしながらいただいておりますけれども、基本的にはそれを買っていただくという考えでございますけれども、そんなにびっしりあるわけではないですから、ホームでも園内の行事やるときに、それに使っていただく、それに代行していただくというような考えでいきたいなというふうに考えているわけです。

それから、栄養士ですけども、これは当然、委託業者、管理栄養士、常駐していただきますけども、私どもの職員の栄養士、現在いる栄養士、これについても置きます。これはさきに申し上げました別紙1、別紙2の方で、いろいろチェック、それから献立であれば献立の作成の基準などをつくらなければなりませんし、それを業者にやるんですけども、その後のチェックだとか検証だとかいろいろありますから、そういう仕事に当たってもらうということで、基本的には、実際に食材を発注するだとかいろいろ献立をつくるだとか、そういうのは業者の方の栄養士がやりますけども、主に管理面については、私どもの栄養士がその任に当たるというふうな考えでおります。

ホームはご承知のとおり病院と違うというのは、その場で生活をしていただくというような状況でございますので、病院みたく病気によってというような食事を提供しなければならないということよりも、その人が生活していただいている利用者の状態に合わせた食事を提供する。例えば、極端に言えば経口栄養から普通のご飯とかいろいろありますけれども、その中間におかゆがあったり、おかずであれば刻み食、極少刻みだとか粗刻みだとか、いろいろなそのような形で提供していただくというふうになります。そのほかに行事食というような提供をいただくというふうになります。

委員長

14番。

14番

この給食委託業務にかかわる代行保証、この代行保証というのは、どういうことを言っているのか、生産物賠償責任保険というのは、何のためにこういう保険に加入するのか、そういうことを聞いているんです。

それから括弧4では、道内での官公医療機関及び福祉施設においてというふうに限定をしているものですから、具体的にどういうところの官公庁がやっている、言いは悪いですが、官公医療機関、福祉施設、国立であるとか公立であるとか、そういうことを指していると思うんですが、どこのどういうところの業務を請け負っ

委員 長 特 老 施 設 長

ていたのか、具体的に聞いているんですよ。

あとはわかりました。

特老ホーム施設長。

括弧2の関係でございますけども、代行保証及び生産物賠償責任保険に加入している。

これは、例えば、受託業者が何らかの関係で業務ができなくなった、何か事故の関係で突然あすからできなくなった。余りそういうことはないかと思うんですけども、そういうときのために、業者が代行する業者を決めておくというような内容でございます。

委員 長 休憩します。 休憩時刻 13時21分

委員 長 再開します。 再開時刻 13時26分

特 老 施 設 長

特老ホーム施設長。

時間をとらせまして、どうもすみませんです。

代行保証というのは、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな何かの事故等によって、その会社が給食の提供ができなくなった場合、それにかわる業者にやっていただく、そういう代行保証、それを定めてください。

それから生産物賠償責任保険に加入していることというのは、いろいろありますけれども、例えば、その業者がつくる給食等によって食中毒が発生したとか、いろいろな問題が生じた場合、やはり、その利益を受ける者が迷惑を受ける、いろいろ損害を受けるわけです。そういうときのために、その生産物から食中毒だとかいろいろな病気になりますけれども、そういう場合に補償される保険に加入していることということを規定している内容でございます。

それから、道内で官公医療機関及び福祉施設、これですけれども、まず先ほど申し上げましたとおり岩内町立の老人ホーム、それから士幌町の国保病院、それから芽室町立知的障害者施設、それから帯広市立病院と。私どもが今把握しているのは以上でございます。

委員 長 14番

14番 代行保証というからには、今契約をしようとする業者が何らかの事故が遭って業務を遂行できないということで、あらかじめかわりの業者を決めておこうと、こう

ということですね。

その代行する業者というのは、今契約を交わそうとする業者と同じような条件がなければだめなはずなんです。そういうことで具体的に決まったんですか。

委員 長

特老ホーム施設長。

特 老
施 設 長

これは、受託業者が責任を持って決めている業者でございまして、契約に当たっては、このメーカーも適した契約になるというふうになります。

(「そこで座る、まだ続くわけだから」の声あり)

委員 長

14番。

1 4 番

今契約を結ぼうとする業者が、何らかの事故があつて業務を遂行できないというときに、あらかじめ業務を代行できる業者を定めておくというわけでしょう。そうしたら、その業者については、今契約を結ぼうとする業者の保証だけではなくて、具体的に代行業者が業務を行うときに支障がないように、あなたの方できちんと確認しておかなければならないのではないかと思うんです。その点はいかがなんでしょうか。

委員 長

特老ホーム施設長。

特 老
施 設 長

全くそのとおりでというふうに認識しておりまして、この仕様に定める内容を、そのまま受けた業者と同じように代行してもらえるようなことにしなければならぬというふうに考えています。

委員 長

14番。

1 4 番

それから、道内のどこどこの官公医療機関、それから福祉機関というのは、最初に聞いたときに、あなたの答弁は地名しか言わないんですよ、地名しか。それじゃあわからないからというので、私聞いたの。そうしたら、具体的に名前が出てきた、そういうことです。あなたの答弁の仕方、おかしいんだ。

のみ込んでいないんじゃないですか。具体的な契約をするに当たって。それじゃ困るというふうに思いますね。

次に、具体的な業者の名前を知りたいんです。チラシでは富士産業だかというような業者の名前が募集のチラシに記載されておりましたが、何という業者ですか。

委員 長

特老ホーム施設長。

特 老
施 設 長

業者につきましては富士産業株式会社と申しますけれども、東京都港区新橋5丁目37番地に本社を有する会社でございまして、代表取締役社長は中村成彦という方

の、これがこれから業務委託を提携しようとする会社でございます。

委員長 14番。 14番 次に、この業者が請け負う前に、委託しようとする業務について何人の人が従事していたのか、そして、今契約を結ぼうとする業者は何人の人を使用するのか、その点はどうか。

委員長 特老ホーム施設長。 特老施設長 ホームの方においては6人体制で、これは嘱託臨時職員、パート職員、いろいろ勤務条件がありますけど、全部合わせると6人ということになります。

それから、デイサービスの方は、全部合わせて3人でやっておりました。当然、それが常時それだけの人数で稼働しているかという、そうでなくて、その中から公休日だとか祝祭日だということで、当然、休ませなきゃなりませんから、常に私どもの方は3人体制が通例というふうになっております。

それから、今度4月1日からはその業者の職員が入るわけですけれども、8人体制でやると伺っております。これも同じような勤務体制をとりながら、臨時職員、パート職員、時間をずらしながらやっていくような状況で、面接も終わって、8人すべてが町内の人だというふうに伺っております。

委員長 14番。 14番 すると、直接やっていたときには9人で、今度は8人と。だろうでは困るんですよ、だろうでは。そうでしょう、8人ぐらいでやるだろうではだめなんですよ。きっちり何人確保してこの業務をやってくれないと困るというふうに、最初に言わなきゃだめなんじゃないですか。あなたの今の答弁では向こう任せですよ。そうでしょう。答弁はそうですよ。

委員長 特老ホーム施設長。 特老施設長 先ほど申し上げましたとおり、それはいろいろな時間とか臨時職員とかパートによって時間違いますけども、8人で実施するというところでございます。

委員長 14番。 14番 病院は、たしか12人から11人になっていますね、民間に委託したことになっている。違いましたか。

委員長 病院事務長。 病院事務長 病院の給食業務については、委託前は管理栄養士が1名、実際に給食業務にかか

わっていた者が正職員1名、嘱託職員3名、非常勤6名の10名でありました。委託業者は、栄養士含めて10名で運営してございます。

委員長

14番。

14番

同じ数ではなかったんじゃないですか。

それで、続けたいんですが、数が減った、そのことによって、その後、何人も人が入れかわっている、そういう状況が続いていませんか。それは、人を減らしたことによって、結局、仕事がきつくなるということではないかと思うんです。それは、結局、ゆとりのない職場、そういうことであっては、この安全で安心して食べられる食事づくりにならないのではないかと。こういうふうに考えて、特老でも1名減らしたと言いますから、その辺のことは十分考えておられるのかなということであります。

委員長

病院事務長。

病院
事務
長

ご指摘のとおりでございまして、この間、委託になってから、やはり拘束時間が長いという問題も含めて定着をしなかったという状況についてございました。

そういう中では、やはり、委員おっしゃるとおり安全で温かみのある給食の提供をしてもらうために、私どもも再三申し入れてきましたし、この辺の問題につきましては、当病院としては、定着しないままを放置しておくのではなくて、だとすれば、他の事業所から応援、こういった問題も含めて業務の改善をしてほしい、同時にまた、私どもの管理栄養士の指導によりまして、やはり、給食業務もさることながら、委託業者にかかる事務整理の仕事もあるだろう、そういうことで、この1月からは事務を担当していただけるパートも委託会社で採用して、これらに対応しておりますから、今委員ご指摘のとおり、こういったことでこの給食業務に支障を来さないように私どもも再三お願いをし、業務の改善に努めているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

14番。

14番

施設長、今、病院事務長が病院の経験に照らして、こうこうこういうふうに改善したという答弁をされました。

私は、心和園においても、あるいはデイサービスセンターにおいても、やはり最初から全部、病院がやったとおりにやっておられるわけですから、その辺は十分考慮してやってもらわないと困ると思うんですが、いかがですか。

委員長 特老ホーム施設長。

特老施設長 ご指摘のとおり、私どもは、病院が先にそのような形で委託業務をやっているわけです。その例をいろいろ参考にさせていただきながら進めてまいりましたが、これからもいろいろ病院で問題のあった点、すばらしくいっている点、いろいろな問題について、病院とさらにいろいろ協議しながら詰めながら、少しでも利用者が満足していくような形で給食が提供されるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 14番。

14番 今、施設長はそのような答弁なんですが、町長に答弁していただくのは恐れ多いんで、助役、ひとつその辺きちんとあれしてください。

委員長 助役。

助役 病院もそうでありまして、特別養護老人ホーム、それから、デイサービスセンター、給食の業務について業者さんに委託をするということに当たって、やはり我々が最も気をつけなければならないことは、安全で安心できる、そしてご利用いただいているその方々に満足をしていただける、そういう給食の提供をすると、しかもなおかつ、それが、いろんな財政面でも我々には大きなメリットがあるということも考慮しながら、作業を進めてまいりました。

ここに働いていただく方たちも相当な苦労があると思いますけれども、今委員ご指摘の点についても十分配慮しながら、何よりもそこで暮らす人たちが安心して、食事の提供を受けられるというような体制をきちっと整えていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

他に、1款。

12番 12番、谷口委員。

12番 今のことについてお尋ねをしたいんですが。

8番目の食材の仕入れなんですが、3割以上を町内業者からの仕入れを考慮することになっているんですけども、これは厚岸町内の業者が10とすると3割以上ということは、1店舗あれば3店舗、4店舗というふうになるのか、そういう考えでここに記載されているのか、あるいは全体の食材の3割以上を町内業者から入れるということを記載されているのか、説明していただきたい。

それから、従事者の問題ですけれども、町内での雇用を基本とすると。そして引き継ぎ調理員については、受託者は社会保険に加入させるというふうになっておりますけれども、補償の問題で、これだけが義務づけられているのか、例えば、年金だとか労災だとか失業保険だとか、そういうものがどういうふうになっているのか、それについてはどういう取り決めになっているのか。安心して働くことのできるような体制になっているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

委員長

特老ホーム施設長。

特老
施設長

8番目の食材の仕入れでございますけれども、これ、文章、ちょっとまずいと思います。

3割以上を町内業者ということは、商店の数でなく、食材全体、例えば、ホームとデイに100食材を入れるとすれば、30以上は町内から買ってくださいよという意味で規定した内容でございます、その旨、業者にも説明しております。

それから、雇用保険等につきましては、引き継ぎの職員の関係でございますけれども、実際、私たちが今まで使っていた職員については、そのとおりの保険等に加入させていたものですから、もし、その人等を使うのであれば、そのような形で引き継いでくださいというようなお願いでございますけれども、当然、新しく採用する方についても、各社会保険、雇用保険とか失業保険だとか、いろいろその辺の関係する保険に加入するというような状況となっております。

委員長

12番。

12番

そうすると、この8番の文章は変だということですか、ただし書きは、そもそも。

委員長

特老ホーム施設長。

特老
施設長

大変申しわけありません。業者の方には、そのような形で説明しておりますけれども、ただし、3割以上を町内業者から仕入れを考慮すること、このとり方によっては、商店全体の3割ともとられるというようなことですので、そういうことじゃなくて、購入する食材の、先ほど申し上げましたとおり、3割以上を町内業者から買ってくださいという意味で説明している次第でございます。

委員長

12番。

12番

すると、これは訂正しなければならないということですよ。

それと、この調理員の身分保障というか、いわゆる社会保障、こういうものについては、ここに社会保険と書いてあるけれども、ただ単に社会保険といたら、一

一般的には健康保険だよ、ですから、そういうもろもろについてやっぱりきちんと決め事しておくのは、公がやるわけでしょう。後は業者任せというふうにはならないんじゃないかなというふうに思うんです。

そういうことをきちんとしておかないと、結果的には人件費は大幅にダウンする、そしてあとは業者の言いなりで働かざるを得ない、そういう状況を町がみずからつくり出すというのは変だと思うんです。そういう取り決めをきちんとすべきではないのかなというふうに考えるんですが、町立病院の方も含めて、答弁、お願いしたいんですが。

委員 長
病 院
事 務 長

病院事務長。

私の方からご答弁申し上げます。

調理員さんがきちとした形で従事できるということは、やはり、一つには労働条件の確立の問題があらうと思います。ご指摘のとおり、きちっと社会保険、雇用保険、これに入っていて、病気の問題、あるいは失業の問題、こういったものをきちとしていただくのが当然だと思いますし、もう一つは、万が一のけがの場合のことは労災保険の対応ですから、会社としてこれは強制的に加入しなければならない会社としての責任がございますから、当然、労災保険に加入、強制加入でございます。そういう意味では、最低限の労働条件の確立の問題では、できているなというふうに思っています。

もう一つは、退職金の問題は、これはまだ、会社の基本的な方針もございまして、社会保険とか雇用保険と違って、従業員と会社が折半という形ではございませんので、この辺は難しさがあるかと思えます。

本来でありますと、会社独自の退職金制度、あるいはないところは中小企業退職金、中退金、こういう制度がございますけれども、願わくばこういうところまで完備していただければ、従業員の方も安心して業務に従事できるのかな。私どもの中では、退職金の方は、ちょっと確認はとっておりませんが、今、前段申し上げました健康保険、雇用保険、いわゆる失業保険ですね、それと会社として強制加入になっております労災保険の加入については確認をさせていただいているところでございます。

委員 長
特 老
施 設 長

特老ホーム施設長。

基本的には、病院事務長と同じ考え方でございます。

利用者に食事を提供する過程で、やはり調理員が安心して働くことによって、利用者に満足いただけるような安全な食事を提供するという考えでいくことになれば、やはり、そこに雇用される職員が安心して働ける条件を整えてもらわなければならないと、これは当たり前のことですけど。そういう意味で、やはり、法的に定める保険等にはきちんと入ってもらわなければならないし、当然、町の仕事として委託を出すわけですから、それに入っている業者、その辺も踏まえて、職員のいいかげんなことじゃなくて、きちっとやってもらわなきゃならないというふうにこれからも指導していきたいな。当然、やっていただけるとは思いますけども、そのように見していきたいと考えています。

委員長

12番。

12番

その点については、わかりました。

退職金については、今、病院事務長の方からも話が出ていましたけども、中小企業の方々も、国の補助制度を活用しての退職金の共済制度がありますけれども、これは厚岸町内でも、随分それに基づいてやられているんですよね。今の時代、季節労働者だって退職金制度があるんですよ。そういう中で、こういう実績もあれば名も通った会社が、そういうところで働く業者が、そういう制度をきちんとしていないということは、やはり正しくないのではないかなと思うんです。それも含めて、やはりきちんとしていただくというふうになっていかないと、公の仕事をやっていただきながら、あの権利はありません、この権利はありませんというのでは正しくないのではないかなと思うんですけども、その辺もう一度ご答弁をお願いいたします。

委員長

病院事務長。

病院事務長

委員ご指摘のとおりでございます。私どもの病気の受託会社は、東京に本社を置く全国ネットでありますし、私どもの業務を受託する実戦部隊としては北海道支店ということになりますから、大きな会社でありますから、そういう意味で、独自の退職金制度が、まだ調べておりませんが、職員に対してはあるのかなというふうな感じもします。

この辺につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、退職金制度の確立の問題は強制、なかなかできないものですから、こちらの方としてはお願いをする形しかございません。

今、申し上げましたように、真にこういった公共的な業務を受託するためには、やはり、そういった従業員が定着する、そのことによって、安全で安心な業務の提供ができるという点では、委員のおっしゃるとおり、退職金制度も含めて確立されなければならないだろう、そんなふうを考えておりました、この辺については、改めて受託会社に、その辺の対応について十分伝えて、従業員が安定するような労働条件の確立について要請をしまいたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(発言する者あり)

委員長 特老の問題についての参考という範囲でやっているということをお願いしています。

だから、特老の施設長にちゃんと答えてもらえば、今の答弁になるというふうに考えています。

特老ホーム施設長。

特老施設長 ただいま病院事務長がおっしゃられたような内容で、私も同様に考えております。やはり公の業務を受けていただく業者ですから、それだけしっかりと、職員に対しても待遇をしていただけるように、これから具体的に――どの職務までどうだということは、まだ調べておりませんが、指導して、その辺、ある程度携わって調べていきたいなど、このように考えております。

ご理解いただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

8番、音喜多委員。

8番 相当、これについて時間食っていますので、簡単に聞いていきたいと思います。

先ほどの状況の中では、6社の入札ということでございました。私は2月の臨時会に、この関係について初めてというか、委託に関しての負担行為があったので、それを聞いておったんですけど、まだ入札の段階でなかったのです。

それで、今回6社ということですが、この6社の業者は、それぞれ年度当初から厚岸町でこういう仕事がありそうだということで入札願というか、そういったものが出ていた業者なのか、あるいはこういうものは毎年あるわけじゃないわけですから、その都度臨時的に業者を公募するような形でやる6社が出てきたものなのか、あらかじめこちらから指名という形でその6業者を選んだものなのか、あるいは、

そういう同業者に対して、うちでこういう仕事を委託業務として出しますからぜひ公募をしてくださいという形か、どういうやり方でもって、この6社という形が出てきたのですか。

それからもう一つは、さきに申し上げたとおり、臨時的な公募の仕方だったのか。あるいは年度当初から一般の建設だとか納入業者のように、厚岸町に納入願というかそういったものを出されていた業者なのか、その辺はいかがですか。

委員長

特老ホーム施設長。

特老
施設長

この6社については、以前から厚岸町に指名願が提出されている業者でございます。

早くから、いろいろこういうふうには各町村進んできていますから、厚岸町はいつごろそういう委託になるんですかと、何年も前からいろいろ顔出しには来ていた業者もおりますけれども、最終的に、やはりこの6社ということは、すべて早くから厚岸町役場の方に指名願が出ていた業者でございます。

委員長

8番。

8番

わかりました。

そうすると、今回、厚岸町に願い出していたのは6社だけだったか。それとも厚岸町のこういう仕様書ができて、この形にはまるといふか、この条件にたまたま合うのが6社しかなかった、例えば、10社あって、そのうちの4社は、この仕様願に沿わなかったとか、そういう意味で6社ということになったものか、最終的に10社、仮にそういう条件があった中で出てきたのが6社あったというふうにとらえていいんですか。

委員長

特老ホーム施設長。

特老
施設長

この業を行う業者が、厚岸町にどれだけ指名願を出しているか、これ、正直申し上げまして、私は数まで確認しておりません。

ただ、そういういろいろな話を聞きまして、ホームに対して仕事の進め方、いろいろ接触してきたのが6社でございます、最終的に町長から6社について指名するというので、指名競争入札に至ったわけでございます。

委員長

8番。

8番

そうすると、はっきり言えること、年度当初から何年も前から、委託に対する応募していいですよという会社が6社あって、今回、厚岸町が、そういう何らかの業

者に落札したわけですけど、改めて公募という形をとったということではなかったと。既存の、過去に仕事はとっていなかったけれど、こんなものめったに出るものじゃありませんし、厚岸町としても2件目だと思います、町立病院含めて。ほかにあったのかどうかわかりませんが、まだ、ちまたでは、給食センターの請負だとかという話もいろいろと俎上にあるよというか、そういう話も聞きますけど。

めったにこういう話というのは、現場の部門で、たまたま今、給食関係で、病院含めてそういうところが非常に多くなってきているから、そういう形では出てきたんだろうと思いますけども、今回6社というか、何社出ているかわからないとは言っているけど、その辺のところは、財政課あたりですか、工事願とか納入願を受けているところ、そういうところほどの程度とらえて。たまたま6社だけしか最終的には来なかったんですけども、厚岸町に商品だとかあるいは工事を願うとか、年度当初、そういう業者、過去の業者も含めて公募して、そして納入業者として登録しておくという形をとっていますね。そういった形は、この種のものとしては何社ぐらいあったんですか。

委員長 休憩します。 休憩時刻 14時06分

委員長 再開します。 再開時刻 14時17分
助役

この業務に関する町への入札参加願い、これが上がってきたのは全部で6社でございます。その6社に先ほどお示しをしました仕様書、これを説明して、参加資格といたしますか、受け入れる業者の資格を審査しまして、その結果、債務負担行為に基づいて入札を3月1日に、6社全社でもって札を入れてもらったという内容でございます。

委員長 8番 8番
8番 8番
そこで、こういうものには、病院はどうであったかわからんけれども、この仕様書の中で新規の業者が入れないような感じになっているわけですよ。3の要求事項の中で、道内のそういうところに2件以上の実績がなければという条件がついているわけですよ。

確かに、こちらの委託する方としては、そういう実績を重視するかもしれない。だけど、新しい業者にしてみれば、町の中でもカキを新しく養殖やりたいというけ

れども、なかなか棚の当たらないというか、実績がなければという問題が話としてあるわけですね。いろんな業者さんにしても、やっぱり新しくそういう仕事とかこういうことを目指して仕事をやっても、なかなか新米というか新参者は入れないということがあったんですが、この2件以上というのは、やはり、今私が申し上げたように、実績というか業務のあれを重んじてこういう条件を付したのかどうなのか、そこだけをちょっと聞かせていただきたいと思います。

委員長 助役。

助 役 やはり、病院と同様に、特に、特別養護老人ホームは50人の方々に日常生活をしていただいている。3食の食事を提供しなければならないというようなこと等を勘案しますと、やはり、それだけ信頼を持てる業者さんでなければ、安易に委託をすることはできないだろうということで、こういう条件設定をさせていただきました。

それに応じていただける業者さんが6社、指名願いも同様に6社ということでございますので、新規にどうのこうのという営業もなかったというふうに聞いておりますし、そういうような背景があって、こういう条件をつけさせていただいているということでご理解をお願いしたいと思います。

委員長 他に、1款、他にありますか。

(な し)

委員長 なければ、次へ進みます。

2款予備費。

ありませんか。

(な し)

委員長 497ページから 499ページまでは給与費明細書です。

ありませんか。

(な し)

委員長 500ページは債務負担行為に関する調書です。

ありませんか。

(な し)

委員長 総体的にありませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

次に、議案第13号 平成16年度厚岸町水道事業会計予算を議題といたします。

1ページから審査を進めてまいります。

第2条業務の予定量。

ございませんか。

(なし)

委員長

次に、第3条収益的収入及び支出。9ページをお開き願います。

収益的収入。第1款水道事業収益。

ありませんか。

(なし)

委員長

なければ、収益的収入を終わります。

収益的支出に入ります。

10ページ、第1款水道事業費用。

ありませんか。

(なし)

委員長

なければ、収益的支出を終わります。

1ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出です。13ページをお開き願います。

第1款資本的収入。

ありませんか。

(なし)

委員長

なければ、資本的収入を終わります。

14ページ、資本的支出に入ります。

第1款資本的支出。

ありませんか。

(な し)

委員長

2ページにお戻り願います。

第5条企業債。

ありませんか。

(な し)

委員長

次に、第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

ございませんか。

(な し)

委員長

第7条他会計からの補助金。

ありませんか。

(な し)

委員長

次に、第8条棚卸資産の購入限度額。

ありませんか。

(な し)

委員長

5ページをお開きください。5ページは資金計画であります。

ありませんか。

(な し)

委員長

6ページから8ページ、給与費明細書であります。

ございませんか。

(な し)

委員長

総体的にありませんか。

(な し)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長 次に、議案第14号 平成16年度厚岸町病院事業会計予算を議題といたします。
1 ページお開きください。第2条業務の予定量から審査を進めてまいります。
ございませんか。
3 番、南谷委員。

3 番 15年度末での予想数量を、入院患者、外来患者の15年末、予測でよろしいんです
が、お尋ねいたします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 15年度末の患者予想数につきまして、ご説明申し上げます。
3月定例の15年度補正予算でも明らかにしておりますが、入院患者では2万
9,241人、外来患者で6万8,016人を予定しております。

3 番 よろしいです。

委員長 業務の予定量、他にございますか。
(なし)

委員長 なければ、先に進みます。
次に、第3条収益的収入及び支出。
10ページをお開き願います。収益的収入からまいります。
1 款病院事業収益費。
3 番、南谷委員。

3 番 病院の事業収益。平成15年度、厚岸町の病院経営、お医者さんがいなくて大変な
事態に陥っておったとお聞きをしております。
平成16年度の病院事業会計を試算するに、どのような考えでどのように構築され
たのか、若干触れさせていただきたいと存じます。
先ほどお聞きしましたところ、15年度末での入院、外来患者、非常に落ち込んで
おるわけでございますが、平成16年度の予定数、入院・外来患者も例年と余り大き
な差がないわけでございますけれども、本年度の入院、1項の事業収益の関係でご
ざいですが、12億7,870万8,000円という数字でございます、計上されておるのが。
これ、過去4年ぐらい調べさせていただいたんですけれども、ずっと12億ぐらいで
推移をしてきております。
と申しますのは、少なくとも病院会計、非常に起伏があると私は判断をしており

委員 長
病 院
事 務 長

ます。特に、平成15年度の実績たるものや、かなり落ち込んでおるわけですが、平成16年度の計画を立てるに当たって、事務方としてどのような考え方に基づいて、このような数字を試算されているのか、その根拠について、まずもってお尋ねをさせていただきます。

病院事務長。

事業収益の計上でありますけれども、委員ご指摘のとおり、ここ数年、12億円台で計上させていただいておりますし、本年につきましても、昨年度と若干減額になっているものの、大体横ばいで推移をさせていただいております。

特に、16年度につきましても、私どもの入院・外来の収益の計上に当たっては、本年度につきましても、医師がこの4月から7名体制に定着をする。内科医4名、外科医3名のうち2名が固定、1名は北大からの3カ月ローテで変わりますけれども、7名体制、わけても今申し上げた内科医は4名体制になるわけです。特に、この4名のうち2名については、一般質問の中でも少しく触れさせていただきましたけれども、総合医としていろいろな勉強をしてきた若い医者でありますけれども、総合的な勉強をした総合医が2名配置をされます。

あるいは、特に、昨年10月から高知から赴任していただきました内科医につきましても大変評判が高く、ご専門は消化器でありますから、内視鏡、いわゆる胃カメラが特にすぐれておられて、このたびもこういったことから胃がんの検診もさせていただいて、1時間半で転移をクリアしてしまう4名ほどのキャンセル待ちも出てきた、こういう状況になってまいりました。

こういうところから、私どもとしては、昨年よりはさらに収益も上がるだろう、何よりも医者が少し定着するだろう、こういう思いを込めまして、前年度同様の12億程度を計上させていただいたところでございます。

同時にまた、外科についても11年目の中堅の先生が長期で、大体3年程度で定着していただけるというお話で4月1日赴任いただけるものですから、そういう意味では、これらに期待をするところでございますし、加えて外科の入院も増加するのではないかなというふうに考えております。

同時に、これは予算編成上、大変苦しい計上になるのでありますけれども、この当初予算で赤字計上はできない、最低限、経費の節減を図りながら、これに見合うある程度の収入を確保して、4月1日の新年度予算を計上しなきゃならない、そう

いった内部の問題もございまして、この12億 8,400万の計上になったということについて、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長 3番 3番

3番。

委員長、お願いがございまして。

たまたま病院の収支、非常に私、町民の皆さんも気になる部分でございましてけれども、たまたま1款1項で伺っているんですけども、支出の関係もちょっと広げて質問しても構いませんか。

委員長 3番

はい。

ありがとうございます。

それじゃ、質問に戻させていただきたいと存じます。

実は、私の感じるところ、平成16年度の外来患者——平成15年が6万 8,000、ふえても7万人だろう——計画は7万 7,000ですよ、片っ方は計画は減っているんですよ、7万 7,000人台だと。しかしながら、事業収入の方は例年と変わらないんだと。そうすると、僕の頭ではちょっと理解しかねるんですよ。病院というのは、患者さんが来て幾らのもんだろうと僕は思うんです。何人入って、収入もそれに比例するかどうかかわらんけども、客が来なければ収入は減るだろうと、入り込み数が減って収入が同じですよというのは、僕は入り口理論では、どうしてこうなるのかなというのが、まず理解のし得ないところなんです。

ですから、僕が不勉強でそこまで調査できなかったんで、この辺について、ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思っております。

さらには、少なくとも、平成14年度に病院の健全経営ということで計画を立てられておられると思います。この数字、およそ5年ぐらいの入り込み数を試算をしておるんですけども、既に7万という数字は過去に推計上は算出を、僕はしておらないと思って判断をしております。この辺も、7万まで落ちたということはどうなのかなということで、この辺もあわせてお願いいたします。

委員長 病院事務長

病院事務長。

まず、患者の数と収益の関係、金額について申し上げます。

一つには入院患者数の問題と、もう一つは患者一人に対する単価の基準の問題でございまして、その診療内容、あるいは、検査内容によりまして、毎年毎年、一人当たり単価が変わってくるわけでありまして。ですから人数が減っても、逆に単価が

上がりますと収入増になるということが、これまで何回もございましたので、そういう計算になっているということについて、ご理解をいただきたいと思います。

それから、経営改善のお話が出ていました。

実は、私が昨年4月に人事異動によりまして病院の方を担当することになりました。このときに、実は経営改善の計画がございまして、これが一つには、職員のものになっていないというご指摘もいただきましたので、この辺については、改めて全職員の英知を絞ってつくらせていただきました。そのときにいろいろな方面からもご意見を賜りました。特に、病院運営委員会の委員の皆さんには、大変なご苦労をいただいて、ご意見も出していただきました。改めて、この中では全面改定をさせていただいたところでございます。

この中で、患者の数については触れておりませんし、委員の中からも経過が5年ということは長過ぎて、結果は実を持たないんじゃないか。その一つには2年に1度の大きな診療報酬の改定がございまして、平成14年でもございましたし、今、この平成16年4月から改めて診療報酬の改定があって、こういった意味では、非常に内部の努力にもかかわらず、こういった診療報酬の改定によって収入が大きく減額されることが予想されますので、ご心配いただいたご意見の中から、この5年計画でなくて3年計画にしてはどうかということで、3年計画にさせていただきました。

この中では、実は患者の数、こういった問題よりも、今我々が地方財政危機の中で多くの財政支援を求められない中では、何としても自助努力が大切だろうと、そういうことを主眼に持ちながら、この経営改善計画をつくらせていただいたところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

3番。

3番

確かに、言われるとおりだと思うんです。

5年計画をつくった。時代の趨勢でそのときそのときで即対応していかなければならない。全く運営委員会の皆さんのご指摘のとおりだと思うわけですが、病院一丸となって職員が取り組んでいくよという部分につきまして、私なりに若干疑念に思う次第であります。

と申しますのは、町長の施政方針の中にもあるんですけども、昨年度は、この経営についての文言はかなり入っているんですけども、ことしは1行もないんですよ。少なくとも、平成15年度、大変、町民の皆さんに大きな経済的負担を病院とし

て強いわけでございます。しかしながら、平成14年度以上に、15年は私は最終的に町民の皆さんに一般会計の繰り入れは多くなるのではないかなというふうに判断をしておるわけでありまして、収入が少ないわけでありましてから。

そういった意味でも、少なくとも16年度に向けて、どうしていくのかというものがやはり、町長の施政方針の中に、何らかのものがあるべきと判断をするものでございますが、残念ながら載っておりません。

この文面を読ませていただきますと月並みなんですよね。余りにもアバウト過ぎるんじゃないかな。もう少し一遍に飛んだ、こうするというものはなかなかないでしょうけれど、少なくとも例えば、職員の意識の改革や接遇の改善とあります。ここに書く文章はこれでいいんですよ。しからば、事務長として職員の皆さんにこれらの問題についてどのような対応を直接されるのか、お聞きをさせていただきたいと思っております。

委員 長
病 院 長
事 務 長

病院事務長。

町長の施政方針の中でご指摘がございました。

私は、この施政方針を町長の方に提出するに当たって、今まで一番議論をされてきたことについて、その辺について詳しく書かせていただいたつもりでございます。

それは、なかなか病院に医者が定着しないのではないのか。それはどこから来ているのか。やはり、町としての基本的な考え方、まちづくりがどうあるべきか。そのことと地域の医療がどう連動し、どのような姿を求めているのかという町立病院の基本スタンスがなかったのではないのか。だから医者が来なかったんだ。ともすればそういう基本路線を忘れてしまって、ただただ医者が欲しい、医者が欲しいということになったのではないだろうかというご指摘もいただきました。そのために、やはり、こういった1万2,000弱の小さな町の地域医療はどうあるべきなのか。そして、ここに真に必要な医者はどういう形なのか、そういうことをやはり明らかにする必要があるだろう、そんなふうな思いでいっぱいでありました。

そのために機会もいただきましたし、2月7日には北海道地域医療研究会の皆さん方のご支援もいただきながら、セミナーも開催をし、地域医療のあるべき姿について、いろいろな形でご議論をいただいたところでございますし、そういう意味で、やはり、これからのこういった地域の病院のあり方については、何でも屋さんでは困るんだ、そういう意味では、基本的な考え方について少しく述べさせていただ

たところでございます。

そういう意味では、今委員がご指摘のとおり、それに加えて、病院全職員が取り組んでいく姿勢について不足している。大変、そういう意味では不足をしていたなというふうに思っているところがございますし、その辺も、きちっと施政方針の中で明らかにしなければならなかったなというふうに反省をしているところがございます。

それから、全職員との関係で申し上げますと、今、地域の病院のあり方について、その施政方針の中でも触れさせていただきました。何よりも、今私どもが経営改善計画を立てるに当たって、そういう意味では町立病院の理念がありませんでした。

そこで昨年、こういった経営改善計画を作成する中から、職員の皆さん方の知恵もかりながら、改めて町立厚岸病院の基本理念をつくらせていただきました。

大きな基本理念は、「町立厚岸病院は職員が力を合わせてすべての患者さんに対して、その人格、心情を尊重し、常に優しさを持って診療に専心いたします。」こういう基本理念をつくらせていただきました。具体的な運営方針をつくらせていただきました。

こういう意味では、今、各部署の責任者を中心に、基本理念を中心にいろいろな議論をさせていただいておりますし、そういった意味では、全職員にこの基本理念を中心とした運営方針が広がって、職員が文字どおり力を合わせて頑張る体制をつくっているところがございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

3番。

3番

基本理念をつくられて、町民の皆さんに信頼されるに足り得る病院に努めるということであること安心をしておったところでございますけれども、

私は、計画をつくる段階で、どうも、マンネリ化しているのではないかな。先ほど事務長が言われましたように、やはり、合わないものは合わないんですよ。収支が合わないものを町民の皆さんに合わないものは合わない、きちっと示すべき時代である。それを事務的に何とかして帳尻を合わせてなんていう時代ではないと思うんですよ。合わないものは合わない、だからこう改善しますと、その時点できちんと町民の皆さんに開示をして理解をしていただかないとまらない時代に入ったと思います。

そういう部分が、どうも、今回の残念ながら、計画書の中に見え隠れするのかな

と、そんな思いで感じたところでございます。

それなりに、皆さん、病院の中で一丸となって、そういう方向で取り組まれると
いうことで、ひとつ頑張ってやっていただきたいと思います。

次に、もう一点だけ質問をさせていただきたいと存じます。

委員長、関連があるので、もう一回だけ勘弁してください。

昨年だと思うんですけども、民営化をされたと、給食関係。これは、僕が議員に
なる前、前後してでの関係なので、この関係と、もう一点、看護師さんが、今回、
計画書を見るとふえていると。その関係についてどのようなお考えなのか、お聞き
させていただきたいと思います。

委員長 3番さん、これ、まだこの後、項目ありますから、その項目のときにお願ひして、
次は1款の病院事業収益のところですから、願ひします。

他にございせんか。

(なし)

委員長 なければ、進みます。

収益的収入を終わります。

収益的支出。

1款病院事業費用。

9番、松岡委員。

9番 ここに、今回、給食業務の委託料 3,900万円出ておりますね。

委員長、収入の方にも入っていきますので、ひとつご勘弁願ひします。

給食の収支はどうなっているんですか。収入が何ぼあって、委託料 3,900万円払
って、それでもってどうなっているのか、そこを明らかにしてください。

委員長 病院事務長。

病院事務長 15年度の決算見込みの中で、数字でよろしゅうございせんか。

15年の4月1日から委託をさせていただきましたので、この15年度の見込みにつ
いてお答えをさせていただきます。

まず、収入でありますけども、いわゆる診療報酬で入ってくる金額が 5,421万
4,000円を見込んでおります。

それから、患者外、職員が主ですけども、その収入が 265万 4,000円程度を見込
んでおりまして、合計で収入としては 5,686万 8,000円程度を見込んでございせん。

実際の支出の委託料の関係でありますけれども、管理費と材料費、この材料費につきましては検討しますので、この3月の予定では約9万食を予定しております、この材料費に係る経費が1,850万、それから、委託業者の管理運営費が1,953万円程度でございますので、この委託料に係る総額が当初予算から見ると100万ちょっと安くなりますけれども、この3月末では、今申し上げた数字の委託料は、合計しますと3,803万円、約3,800万程度、委託料に係るわけでございます。

その結果、収入から支出を引きますと1,883万8,000円程度が、実質の黒字といえますか、そういう形になろうかと思えます。

委員長 9番 9番

9番。

そうすると、給食だけを見ても、1,800万円程度の収益があると、そう見ていいわけですね。これは委託しない前はどうかだったんですか。大体、収支、どうかだったんですか。

委員長 病院事務長

病院事務長。

14年度実績、これは、直営でやっていた数字でございますけれども、収入が診療報酬と患者がいまして、職員の分、総額で申し上げます。

この収入合計が5,740万7,000円でございます。直営でありますから、人件費と——職員の人件費、先ほど申し上げました——法定福祉といえますから、共済費とか退職金とか、そういったもろもろの法定福祉を含めた総額が3,217万3,000円で、材料費が9万5,000食ほど出ていますので、この材料費の合計が2,128万7,000円で、人件費と材料費の経費を合計しますと、5,371万5,000円となります。

収入から支出を引きますと、差し引きが394万7,000円になります。約400万円程度の、先ほどの言葉を使わせてもらうと黒字だという状況が、平成14年度の実績であります。

委員長 9番 9番

9番。

この給食の業務委託をするといったときに、あなた方は、大体1,500万ぐらいの黒字が出るんだと。収入があるんだといったのは、1,400万ぐらいのうちにやってみて、それが出たわけですね。あなた方の思惑どおりにいったわけですが、給食の質とか種類、サービスについてはどうなんですか、直営でやっていたときと比べて。

委員長 病院事務長

病院事務長。

まず、委託によりまして変わった点について。

一つには、今まで夕食時間は5時に出しておりましたが、この間聞いておられますと、余りにも早いんじゃないのかということから、この委託によりまして、昨年の8月から6時に変更ができました。大変、入院患者の皆さん方からも評判をいただいておりますし、また週2回、選択メニューというものが新たに加わりまして、そのうち1回はめん類であります。今までですと、めん類もそばならそば、そば食べられない人もいたんですけど、そばならそばだということだったんですけども、そば、うどん、ラーメン、この3種類のうちから好きなものを選んでくださいというふうに変更メニューが導入されました。これは昼です。もう一回のやつは夜の方です。卵焼きがいいとか納豆にしてほしいとか、そういった患者さんのメニューに合わせて選択メニューを週2回とらさせていただくようになったわけでありませう。

そういう意味では、一方的にこれを食べなさいという形から、少し前進をして、その分についても好評をいただいております。

以上でございます。

委員長

9番。

9番

今、いいとばかり言ったんですが、委託してやっぱり物足りない、あるいはサービス面で落ちたということはないんですか。

委員長

病院事務長。

病院
事務
長

手前勝手に、いいところばかり申しあげました。

これらについては、毎月1回、私どもの方で給食委員会を開催して、この辺のチェックをしています。確かに、少ししょっぱいんじゃないか、あるいは、ちょっとこの部分が固いんじゃないか、魚が骨ついて食べづらいんじゃないか、こういった問題等々もやっぱり出されています。それと、時には冷たかったんじゃないか。こういう問題については、毎月1回の給食会議の中で話し合いもしまして、当然、これには、受託会社の栄養士も責任者も来ていますから、そういった意味で、きちっとこういう問題について話し合いをしながら改善をしているところでございますし、また、年2回、私どもの管理栄養士が全入院患者に対して、直接、聞き取り調査をしながらそれらの改善に努めているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

9番。

9 番 今の話を聞きますと、やはり、委託してよくなったという感じもするわけです。委託ということが、財政的にも、それからサービス面でも向上したと。特に財政的では、1,400万程度の黒字が出せたというか、経費をそれだけ削減できたという。いずれも同じことですが、そういうことになったというふうに評価していいわけですね。

いいです。以上です。

委員長 3番、南谷委員さん。

いいですか、もう一点あったようですが、いいですか。ここに、給与費出てきますけど、いいですか。

3 番 ご配慮、ありがとうございます。

給与費の関係でございます。

看護師さんが増員される計画になっておりますが、何名増員されるのか。さらにはこの増員される目的というんですか、どのようなことで増員されるのか、まずもってお聞きいたします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 看護師については、相対で正看1名、準看1名の2名でございます。

この増員につきましては、事務方の方をある程度整理をして、看護師の方へ人員を割り振りしたのが実情でございますけれど、ご案内のとおり、私どもは先ほど収入の中でもご説明申し上げましたけれども、優しさを持って看護にも病院経営にも当たりたいということを申し上げました。

特に、その中では、お年寄りの皆さんが、寝たきりでも一人でも最後まで暮らせるよう、安心して生活できるまちづくりにも貢献したいということを考えておまして、特に、介護を要する方、大変いろいろなケースがございまして、やはり手がかかる、そういう意味では、きちっとした手厚い看護をしなければならない、そういう意味からも看護師をふやしていきたいという考え方から、平成16年度は2名の増員を考えたところでございます。

委員長 3番、南谷委員さん。

3 番 ただいまの説明ですと、看護師さんは2名増員されたと。事務方の方で調整するというので、総体人数は余り変わらないということでしょうか。

そうすると、病院の収益的には余り変化はないという理解でよろしいですか。

委員長 病院事務長。
病 院 事務長 全体的には、そのような形になろうかというふうに思いますけども。ただ、違う
部面でもいろいろ経費の削減を図ってまいりたいというふうに思いますけれども、
人件費相対では、一方で削って、全体的にふくらませず、最低限にふくらませるこ
としかできませんから、削減した分はプラス・マイナス・ゼロと。総体的には、今
南谷委員さんがおっしゃられるとおりの形になろうかというふうには思っております。

委員長 3番、南谷委員さん。
3 番 僕の思っていたのは、ちょっと予想外だったんですが、看護師さんがもっとふ
えるから、その分お医者さんが仕事上都合がよくなって、それで入院患者もふえる
のかなと、そういう構造じゃなくて、主たる目的は看護師さんに、当然そういうこ
とでやるんだけど、人員は事務方の方を減らすと。
その減らされた方の事務処理体制は大丈夫なんですか。

委員長 病院事務長。
病 院 事務長 その辺について少し説明が不足だったので、もう少しご説明を申し上げたいと思
いますけども。

そのかわり、今考えていますのは、医師が一定程度確保できれば、通院できない
方もいらっしゃる。そういう意味では、やはり、こちらの方から出向いて行く在宅
診療部門も強化するというふうに、今検討してまして、そんなことも想定しなが
ら、看護師を対応しようということでございました。

一方で、今申しあげましたように、そういった全体的な枠を大きく上回らないと
いう点では、どこかにしわ寄せがいつているという点では、事務の方にしわ寄せが
若干いつておまして、その辺については、コンピュータのバージョンアップだど
か、あるいは医療事務の全面委託と、こういうものも考えておりますから、そうい
った意味で、効率的で費用のかからないような取り組みにしていきたいなど、鋭意
努力しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長 3番。
3 番 何か、ますます混迷してきたような気がする。僕の頭では整理つかない。
いずれにしても、積極的に取り組まれるということなので、見守りたいと思う
わけでございますけれども、町民の皆さん、非常に病院に対する思い入れというも

のがあると思います。

厚岸の町にこのような大きな立派な施設をつくってどう維持していくかという部分では、皆さんも不安になってきている。今日の財務状況を判断するにどうなんだろうという部分では、やはり、町財政の中でも大きな視点で、町民の皆さんはとらえておると思います。

そういった意味でも、病院の内部、事務長筆頭に、やっぱり町民の皆さんにはっきりと方向性を示す。それから病院の中でも、少なくとも事務長が穴の中から出て、病院さんの看護師さん含めて職員に進め進めと言っても、だれも進みませんよ、鉄砲の玉を前にして。それでは、事は僕はいかないと思うんですわ。やっぱりみずから前に出てきちんと方向性を示さないと、やっぱり船は座礁するわけですから、その辺、そういう覚悟はあるのかどうなのか、お伺いをさせていただきます。

委員 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

委員ご指摘のとおり、その先頭に立たなければならないのは、私の任務だというふうに思っておりますし、昨年の4月からは、そういう気持ちでやってきました。引き続き、今、委員にご質問されたことを肝に銘じて頑張ってまいりたいというふうに思いますので、もう少し長い目で見ていただきたい、そんなふうに思うところでございます。

委員 長

14番、田宮委員。

1 4 番

給食が民間委託になって万々歳、そういうお話であります。

これは、黒字になるというのは人件費が変わりますよ。しかし、あなたが先ほどご答弁にあったように矛盾が出ていますよね。人が減る、給料が安くなる。結局、それに対する手当をしなければならぬということですよ。

それから、先ほど食事の話が出ました。ホテルでないんですよ、病院は。なぜ、給食に診療報酬で手当てされるか。病院だからですね。医者の指示に従って治療食を食べなければならないでしょう。だれもが卵焼きを食べて、そばやうどんの選択で食事をすることができるわけではないですね。その点はどうなんですか。

委員 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

先ほどのご答弁の中で、適正を欠いた点についておわびを申し上げますけれども、もちろんご指摘のとおり、医師が指示を出してカロリー計算、あるいはその食材の内容、そして、それを受けて栄養士の中で献立をつくるということが基本でありま

して、当然そういった意味で、単に食べたいものを食べるというのが病院ではございません。そういう意味で、先ほど申し上げましたのは、仮にそういう許容範囲の中で、選択が広がったということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

14番、田宮委員。

14番

正確に答弁しないと、せっかく一生懸命になっているのに間違った観念を植えつけられるわけですよ、そうでしょう。だから、病院食が出るんだけど、割合退院間近な人については普通食が出ると。あるいは糖尿病についてはそれに必要な食事が出る。あるいは腎臓の悪い者には塩分の少ないものを食べさせるとか、いろいろあるわけですよ。そうすると、全体の病院食の中でそういうものが何割あって、退院間近いような健康に近くなった人が食べる普通食がどのくらいあるのかというような説明からしていかないと、間違えるんですよ。

委員長

病院事務長。

病院事務長

大変申しわけございません。

そういう意味では、委員ご指摘のとおり、そういった問題も含めて、きちっと答弁をしなければならなかった点についておわびを申し上げたいと思います。

14番

よろしいです。

委員長

収益的支出。第1款病院事業費、他にございますか。

(なし)

委員長

なければ、収益的支出を終わります。

1ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出に入ります。

15ページをお開きください。資本的収入から進めてまいります。

第1款資本的収入。

ございませんか。

(なし)

委員長

資本的収入を終わります。

資本的支出に入ります。

1款資本的支出。

ございませんか。

(なし)

委員長 2ページにお戻り願います。
第5条一時借入金。
ございませんか。
(なし)

委員長 第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費。
ございませんか。
(なし)

委員長 第7条他会計からの補助金。
ございませんか。
(なし)

委員長 第8条棚卸資産購入限度額。
ございませんか。
(なし)

委員長 5ページをお開き願います。5ページは資金計画であります。
ありませんか。
(なし)

委員長 6ページから9ページは給与費明細書でございます。
ございませんか。
(なし)

委員長 総体的にございませんか。
(なし)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長 以上で本予算審査特別委員会に付託されました予算9件の審査は、全部終了いた

しました。

よって、平成16年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 13時13分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年3月25日

平成16年度各会計予算審査特別委員会
委員長